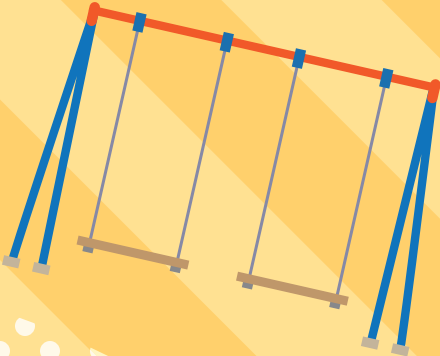




第 3 期

与那原町
子ども・子育て支援
事業計画



令和7年3月
与那原町





ごあいさつ

与那原町は、町制施行以来、町民と先人の努力により発展し、令和2年1月24日には人口が待望の2万人を超え、現在もほぼ横ばいで推移しており活気ある町となっております。

しかしながら、全国的な超高齢化社会や人口減少という課題は与那原町にも影響を及ぼしています。

核家族化が進行する中で、親の子育てに対する不安感や孤立化なども問題になっており、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりがより一層求められています。

また、ライフスタイルや子育て支援のニーズも多様化しており、教育・保育の質の向上、子ども・子育て支援サービスのさらなる充実が必要になっています。

それと同時に、これまでも増して、学校、家庭、地域、社会との密接な連携、協力関係のもと、子どもたちの人権を何より大切にした教育、保育を実践しなければなりません。

国は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に「こども基本法」を施行しました。「こども基本法」は、憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とし、こども施策の基本理念やこども大綱の策定、こども等の意見の反映について定めています。

このような中、「子どもたちの人権が尊重され、健やかな育ちを保障する、笑顔あふれる子ども、子育てのまち」を理念に掲げ、「第3期与那原町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

子ども・子育てに関するニーズ調査を行い、その結果をもとに専門家のご意見、現場の皆さまや子育て中の（利用者）の皆さまのご意見をお伺いしながら、教育・保育の量、質のあり方を検討し、具体的施策を計画致しております。

「子どもの最善の権利を尊重」するためには、家庭、学校、地域、行政が密接に連携協力関係を築き、子どもたちの主体性が尊重された育成環境が必要であり、子どもの安全確認も含めて、それぞれ互いの果たす役割を本計画で確認致しております。

未来を担う子どもたちには、明るく、たくましく、思いやりのある心豊かな人に成長していくことを心から願うものです。地域が一体となって子ども、その保護者、これから子どもを持つとする方々を支えていくことのできる環境づくりに取り組んでまいります。これからも、町民の皆さまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご協力をいただきました委員の皆さまをはじめ関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

子どもたちは「万人（うまんちゅ）の宝」です。皆で大切に育てていきましょう。

令和7年3月

与那原町長 照屋 勉

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の法的根拠と位置づけ	2
3. 計画の期間	4
4. 計画の対象	4
5. 計画の策定体制	4
第2章 与那原町子ども・子育て家庭を取り巻く現状	5
1. 統計からみる与那原町の状況	5
2. 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援事業等の状況	16
3. ニーズ調査の結果と分析	22
4. 第2期計画の評価	36
第3章 計画の基本的な考え方	39
1. 本事業計画におけるめざすまちの姿	39
2. 基本政策と施策	40
3. 本事業計画における取り組み	42
第4章 量の見込みと確保方策	60
1. 教育・保育提供区域の設定	60
2. 将来人口推計	60
3. 量の見込みと確保の内容	61
第5章 計画の推進にあたって	75
1. 計画の推進に向けて	75
第6章 資料編	77

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

急速な少子化の進展や、働き方改革による就労環境の変化、ＩＴ化の進展に伴う情報、コミュニケーション手段の多様化などに伴い、乳幼児の保育、教育などこどもを取り巻く環境は著しく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

特に、前計画（第２期与那原町子ども・子育て支援事業計画）策定以降、国は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和５年４月に「こども基本法」を施行しました。「こども基本法」は、憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とし、こども施策の基本理念やこども大綱の策定、こども等の意見の反映などについて定めています。

このように、こどもと子育て世帯を支援する「こどもまんなか社会」の実現のため、国を始め、地域においても様々な施策に取り組む必要があります。

本町においては、「子どもたちの人権が尊重され、健やかな育ちを保障する、笑顔あふれる子ども、子育てのまち」を理念に掲げ、教育・保育の量、質のあり方を検討し、「第２期与那原町子ども・子育て支援事業計画」を策定し令和２年度から５年間のこどもの健全育成や子育て支援に関する総合計画と位置づけ、取組を進めてきました。

この計画期間が令和６年度をもって終了することから、今回第２期計画の進捗状況を確認し、新たに令和７年度から令和１１年度までを計画期間として「第３期与那原町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。



2. 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

<こども基本法（抜粋）>

第十条 2市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

<子ども・子育て支援法（抜粋）>

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下この条において「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(2) 次世代育成支援行動計画としての性格

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画策定指針において定める、計画の内容に関する事項の一部を包含しています。従って、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせています。

■次世代育成支援対策推進法と子ども・子育て支援事業計画との関係について

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 17 年 4 月 1 日から施行されました。この法律は平成 26 年度末までの時限立法でしたが、法改正により法律の有効期限が令和 17 年 3 月 31 日まで延長されました。

また、同法の成立時には、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定を市町村に義務付けていましたが、法改正により市町村行動計画の策定は任意となりました。

なお、「行動計画策定指針」では、策定が任意化された市町村行動計画について、各地域の実情に応じ、「行動計画策定指針」で示す内容のうち、必要な特定の事項のみの作成とすることも差し支えないとしています。

また、指針では市町村行動計画について、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定して差し支えなく、これらの計画の策定手続についても、一体的に処理して差し支えないとしています。

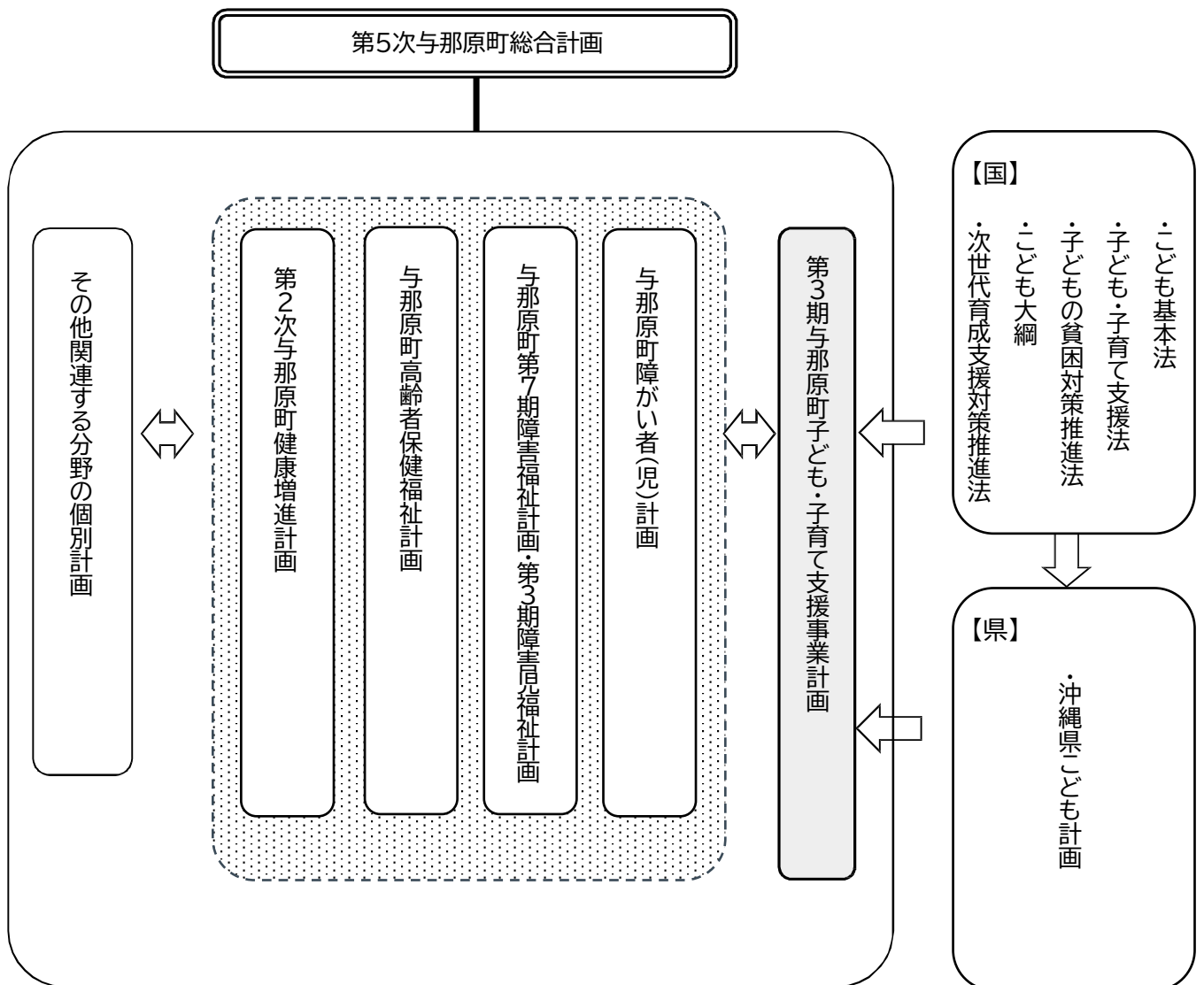
(3) 関連する計画との整合

本計画は、「第5次与那原町総合計画」に則するもので、総合計画の個別計画として位置づけます。

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく国の基本指針を踏まえた計画とします。

本計画は、「与那原町障がい者(児)計画」、「与那原町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」、「与那原町高齢者保健福祉計画」、「第2次与那原町健康増進計画」及び関連する他分野の個別計画との整合性を図ります。

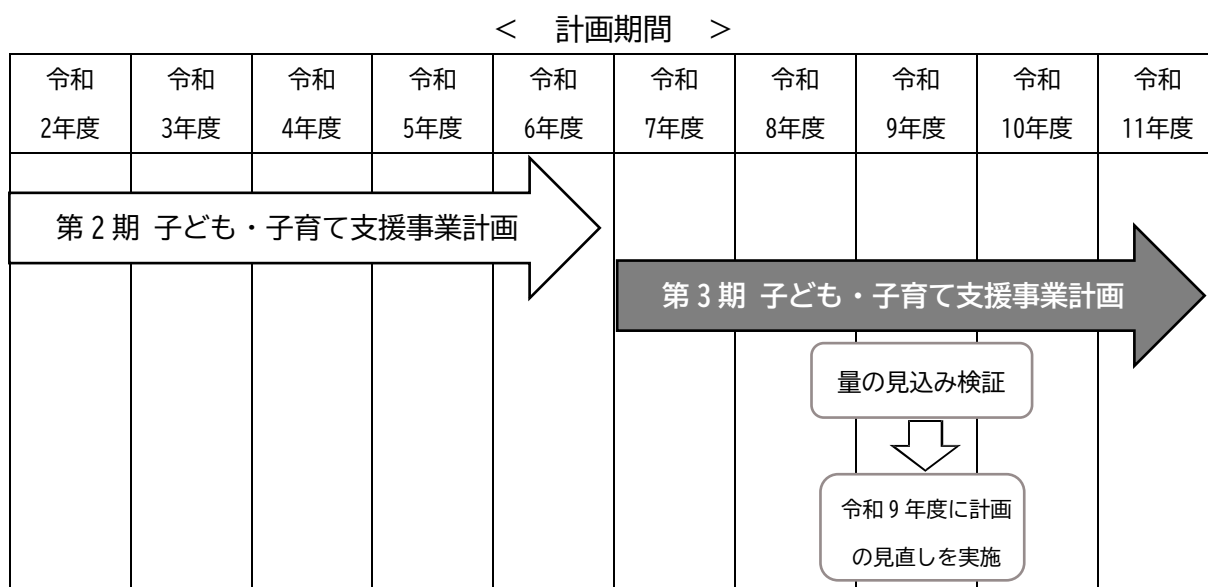
■計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間の中間年となる令和9年度を目安として、本計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と実際の認定状況・利用状況等に乖離がある場合は、本計画の見直しを行います。



4. 計画の対象

本計画においては、子どもと子育て家庭等（保護者）を主な対象とします。

なお、本計画に基づく各施策の対象年齢等の条件については、施策ごとに詳細に定めることとします。

5. 計画の策定体制

（１）ニーズ調査の実施

計画案は事務局(子育て支援課)において、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果を踏まえて、教育・保育の事業及び子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するとともに、量の見込みの確保方策を立案しました。また、その他の子ども・子育て関連の基礎資料の収集並びに関係課等への聞き取り調査を行い、子ども・子育てに関わる地域の現状や施策の実施状況及び課題等について把握し、その上で計画案を作成しました。

（２）子ども・子育て支援会議の設置

本計画の策定にあたっては、学識経験者、教育・保育、保健などの各分野の関係者及び保護者代表で構成する「与那原町子ども・子育て支援会議」を開催し、計画の審議を行い、委員の意見・提言を踏まえて計画を策定しました。なお、保護者代表は公募により2名の方を委員としました。

第2章 与那原町子ども・子育て家庭を 取り巻く現状

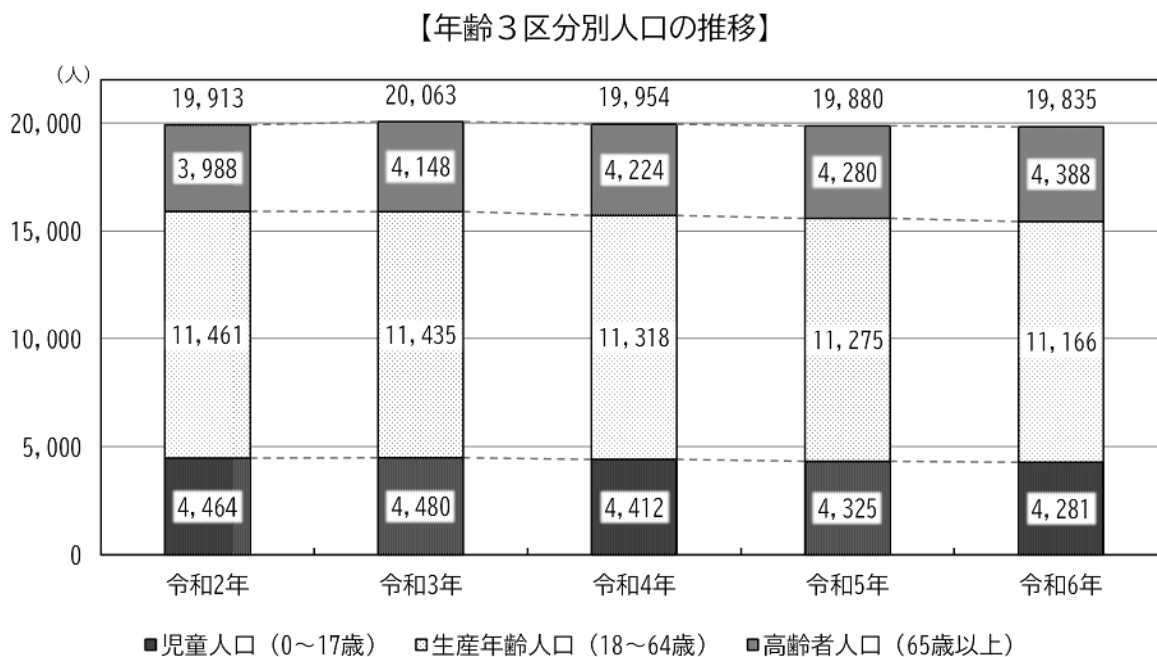
第2章 与那原町子ども・子育て家庭を取り巻く現状

1. 統計からみる与那原町の状況

1-1. 人口の動向

(1) 総人口・年齢層別人口の推移

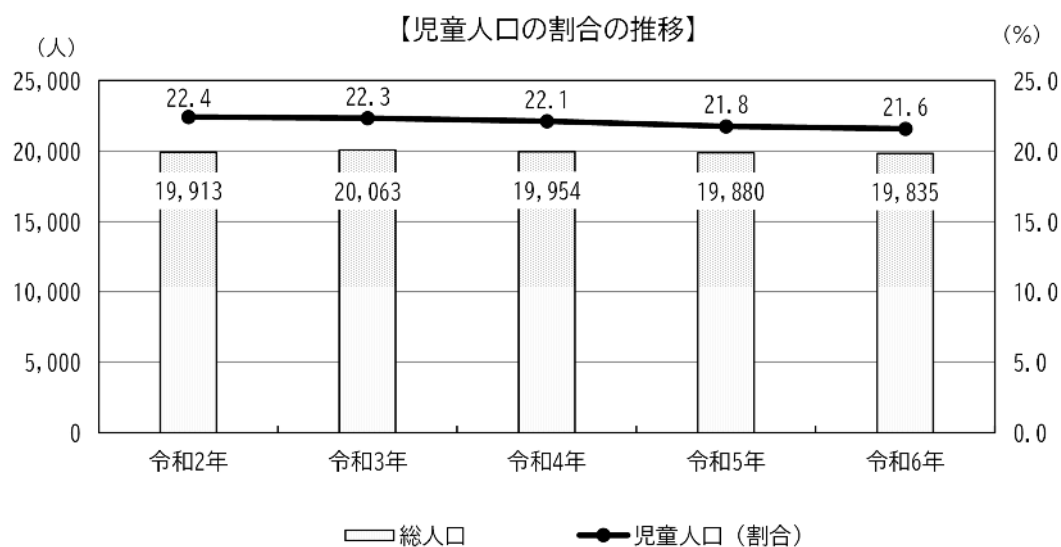
本町の人口は令和3年をピークに微減傾向にあります。年齢3区分別人口割合の推移をみると、児童人口（0～17歳）及び生産年齢人口（18～64歳）が微減を続けており、老年人口（65歳以上）が増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 児童人口の推移

本町の総人口に占める児童人口（0～17歳）の割合は、ほぼ横ばいで推移しています。

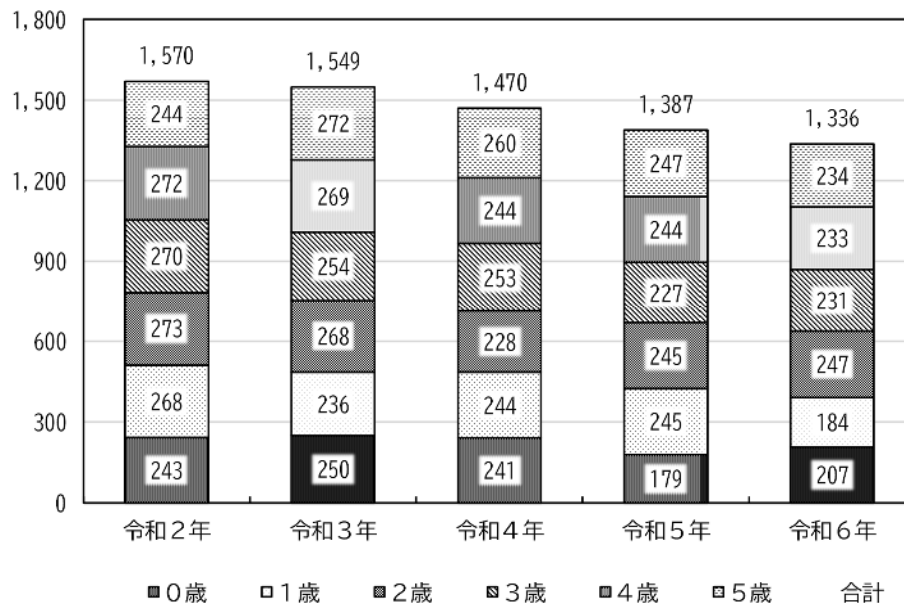


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 就学前児童の人口推移

令和2年から令和6年の就学前児童の人口を比較すると、減少傾向にあります。特に1歳児の減少が大きく、268人から84人減少し184人となっています。

【就学前児童の人口推移】

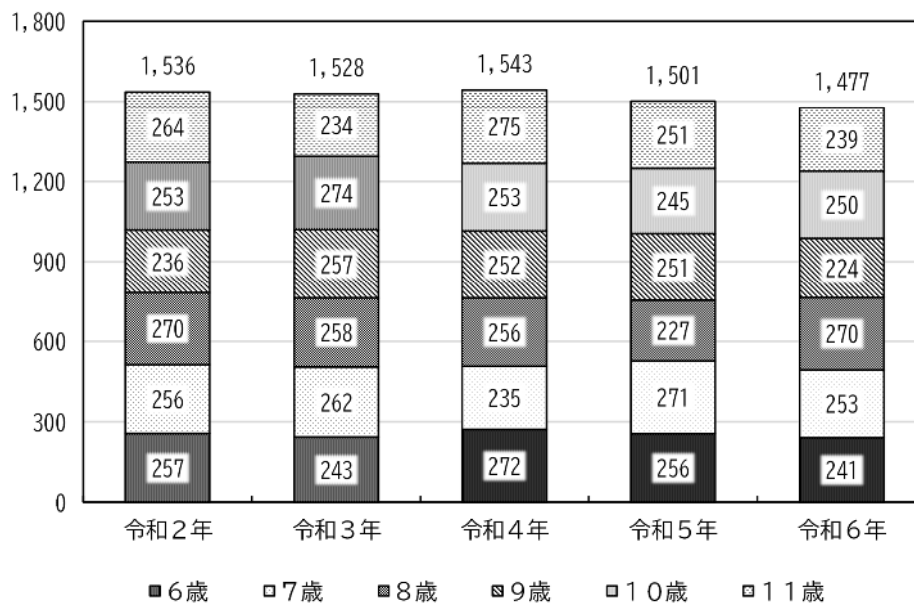


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) 小学校児童の人口推移

令和2年から令和6年の就学前児童の人口を比較すると、減少傾向にあります。

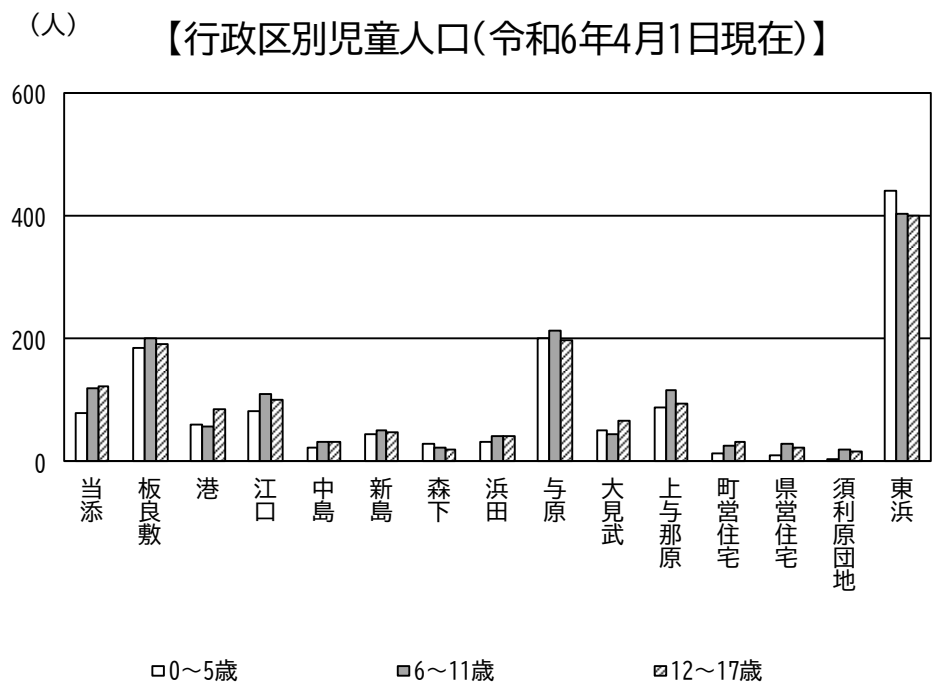
【小学校児童の人口推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(5) 行政区別児童人口

行政区別で見ると、東浜区が突出して児童数が多くなっています。次いで与原区、板良敷区が東浜区の約半数程度で児童が多い地区となっています。



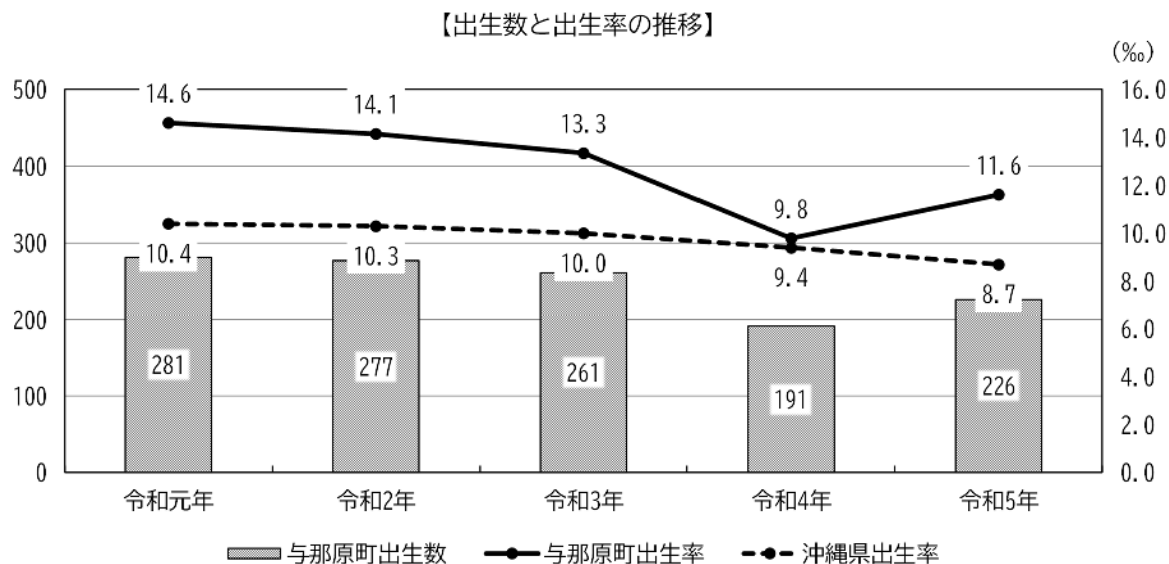
行政区	年齢層			計	構成比
	0～5歳	6～11歳	12～17歳		
当添	77	118	123	318	7.4%
板良敷	184	201	191	576	13.5%
港	59	58	85	202	4.7%
江口	83	111	101	295	6.9%
中島	23	33	33	89	2.1%
新島	45	49	46	140	3.3%
森下	30	21	18	69	1.6%
浜田	32	41	42	115	2.7%
与原	200	212	198	610	14.2%
大見武	49	45	67	161	3.8%
上与那原	87	115	94	296	6.9%
町営住宅	14	24	31	69	1.6%
県営住宅	11	27	23	61	1.4%
須利原団地	2	18	17	37	0.9%
東浜	440	404	399	1243	29.0%
計	1,336	1,477	1,468	4,281	100.0%

資料：住民基本台帳 (令和6年4月1日現在)

1-2. 出生数の動向

(1) 出生数の推移

本町の出生数をみると、微減傾向が続いており、令和4年については大きく減少していますが、令和5年には35名増と回復しています。出生率は、毎年沖縄県を上回っています。

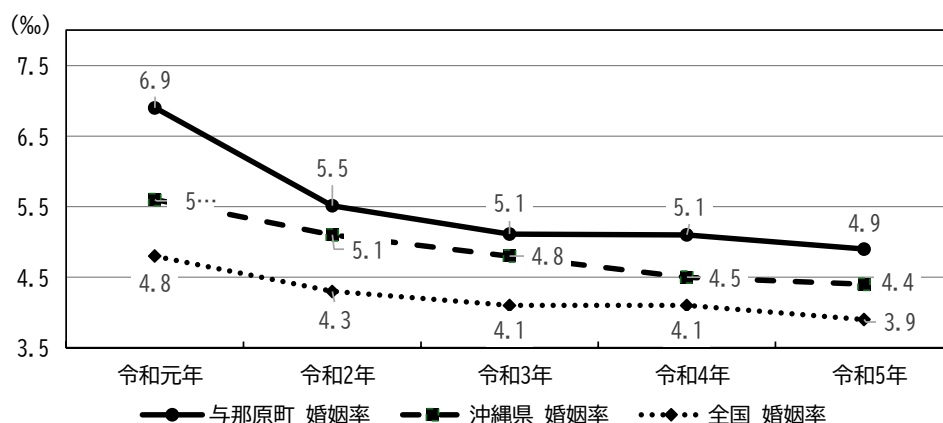


1-3. 婚姻・離婚の動向

(1) 婚姻件数および婚姻率の推移

婚姻件数・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は微減傾向にあり、令和4年には100件を下回りました。婚姻率は全国および沖縄県より高い水準で推移しています。

【婚姻率の推移】



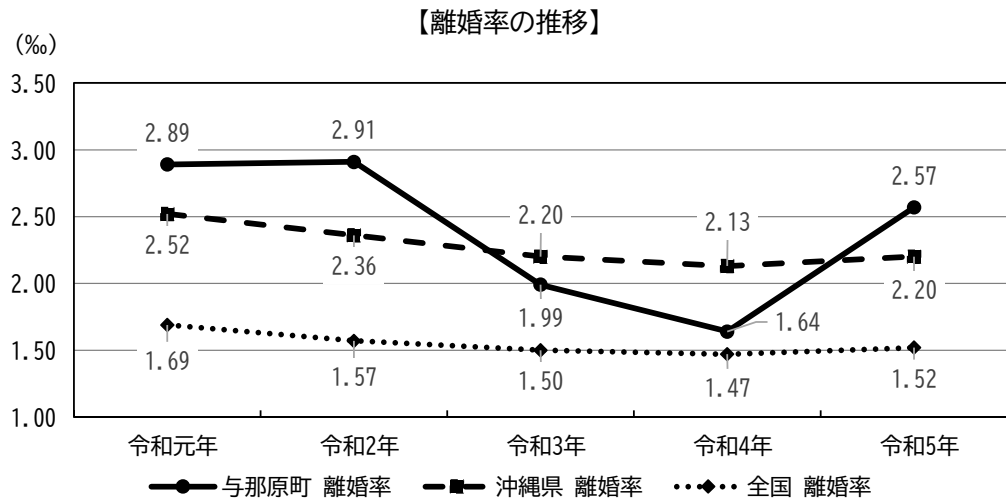
(単位：‰)

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
与那原町	婚姻率	6.9	5.5	5.1	5.1	4.9
	婚姻件数	134	108	100	99	96
沖縄県	婚姻率	5.6	5.1	4.8	4.5	4.4
全国	婚姻率	4.8	4.3	4.1	4.1	3.9

資料：沖縄県人口動態統計

（２）離婚件数および離婚率の推移

本町の離婚率は減少傾向にありましたが、令和５年には前年を大きく上回りました。全国よりも高水準で推移し、沖縄県と比較しても令和２年・３年を除いては上回っています。



(単位：‰)

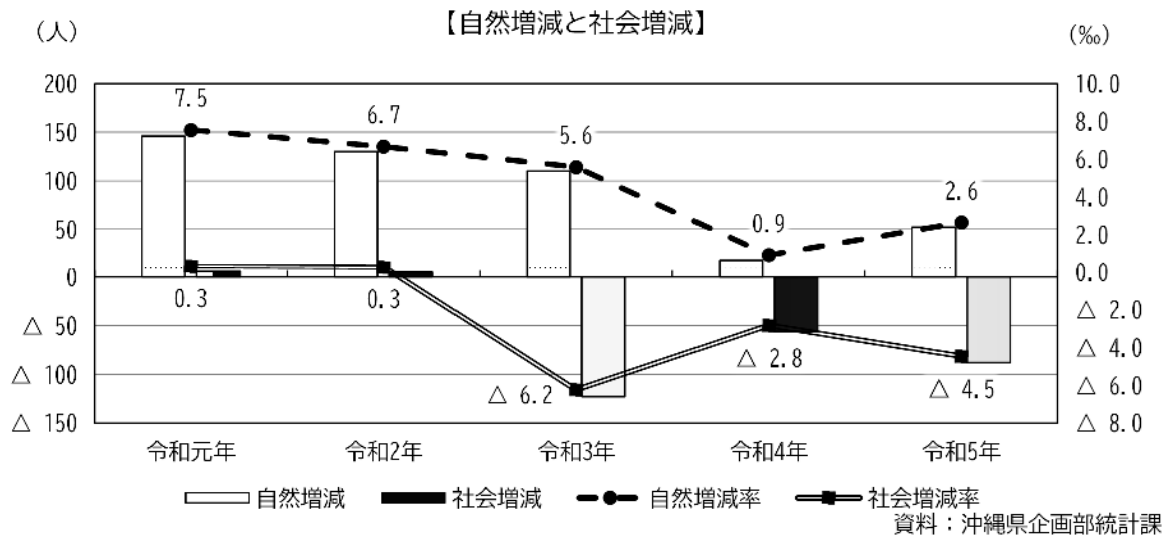
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
与那原町	離婚率	2.89	2.91	1.99	1.64	2.57
	離婚件数	56	57	39	32	50
沖縄県	離婚率	2.52	2.36	2.20	2.13	2.20
全国	離婚率	1.69	1.57	1.50	1.47	1.52

資料：沖縄県人口動態統計



1-4. 自然増減と社会増減

令和元年から令和5年にかけての人口動態の推移をみると、自然増減率は減少傾向にあるものの、プラスを維持しています。一方、社会増減は令和3年以降マイナスに転じており、本町の総人口は、令和3年以降、減少を続けています。



合計特殊出生率の推移

単位：人

	平成10年～ 平成14年	平成15年～ 平成19年	平成20年～ 平成24年	平成25年～ 平成29年	平成30年～ 令和4年
与那原町	1.79	1.68	1.96	2.17	2.01
沖縄県	1.83	1.74	1.86	1.93	1.80
全国	1.36	1.31	1.38	1.43	1.33

資料：人口動態統計・特殊報告

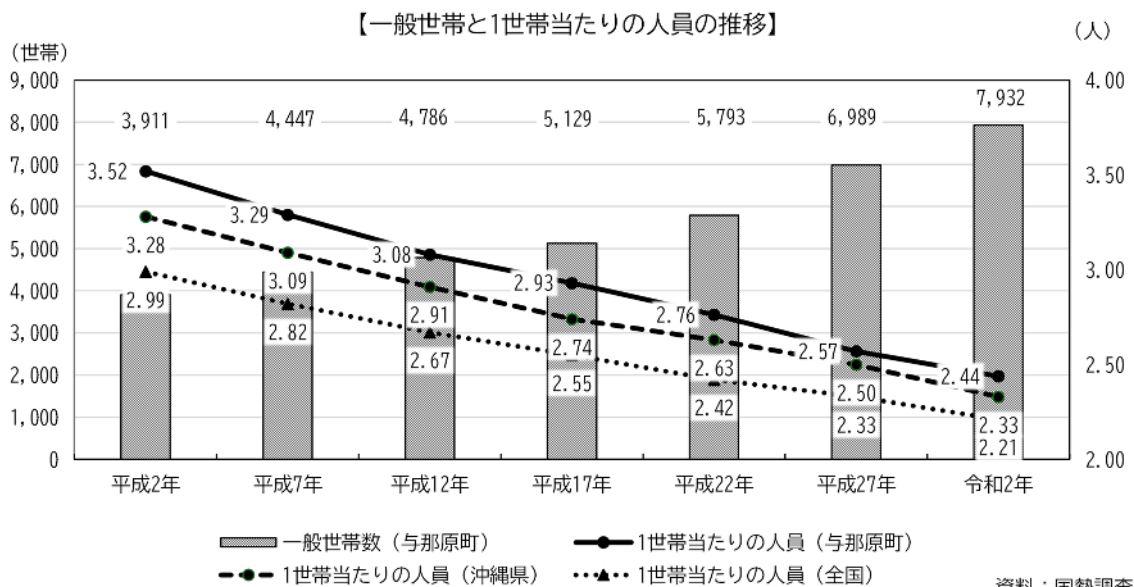


1-5. 世帯の動向

(1) 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

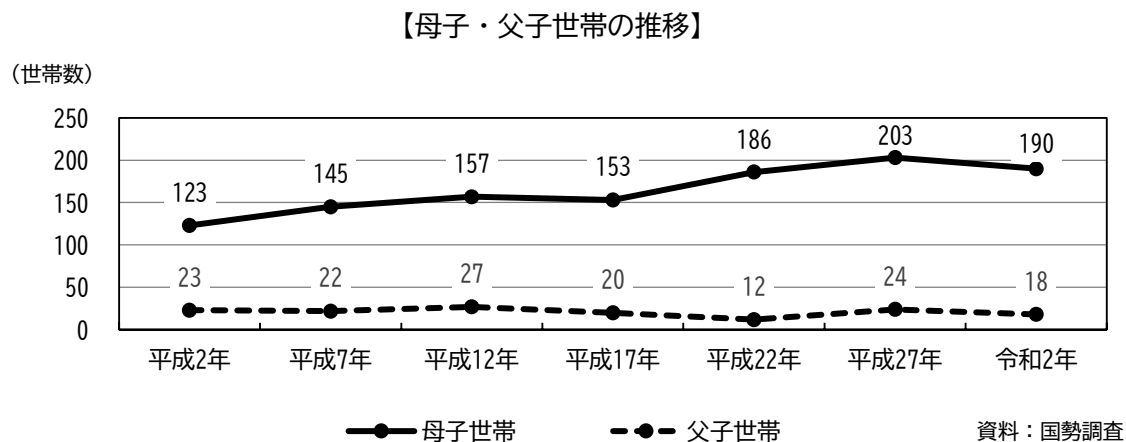
国勢調査の結果から一般世帯数の推移をみると、平成2年から令和2年まで増加を続けており、約20年で2倍近くの増加となっています。一方で、1世帯当たり人員は年々減少しています。

また、国・県ともに、1世帯当たり人員は本町と同様に減少していることから、国や県においても同様の傾向がうかがえます。



(2) 母子世帯、父子世帯

平成2年からの母子・父子世帯数を見ると、父子世帯数はほぼ横ばいですが、母子世帯数は上昇傾向にあります。



1-6. 労働力人口の推移

(1) 15 歳以上労働力人口 男女別就業率

平成 12 年から令和 2 年時点の 15 歳以上労働人口の総数は 20 年間で 3,701 人増加しています。就業者数の男女比を見ると、男性の割合が令和 2 年に 50%を下回っています。

【15 歳以上労働力人口の推移】

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	11,866	12,385	13,283	14,708	15,567
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
就業者総数	6,541	6,486	6,755	7,974	10,319
労働力率	60.1%	60.5%	60.4%	61.2%	67.4%
男性就業者数	3,730	3,551	3,712	4,278	5,148
就業者における男性の割合	57.0%	54.7%	55.0%	53.6%	49.9%
女性就業者数	2,811	2,935	3,043	3,696	4,621
就業者における女性の割合	43.0%	45.3%	45.0%	46.4%	44.8%
完全失者総数	575	811	991	521	550
完全失業率	8.1%	11.1%	12.8%	6.1%	5.1%
非労働力人口	4,731	4,761	5,077	5,394	5,248
非労働力率	39.9%	39.5%	39.6%	38.8%	32.6%

資料：国勢調査

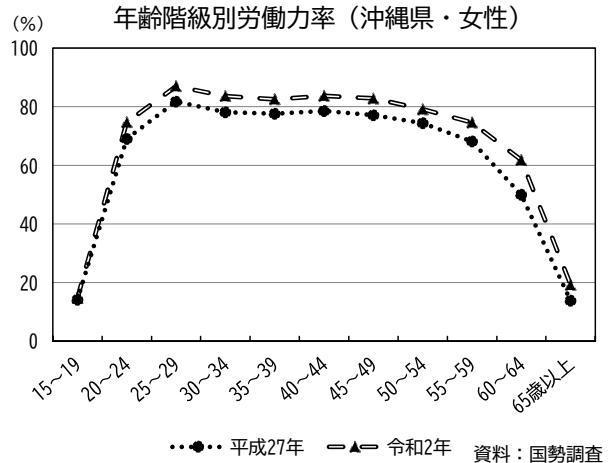
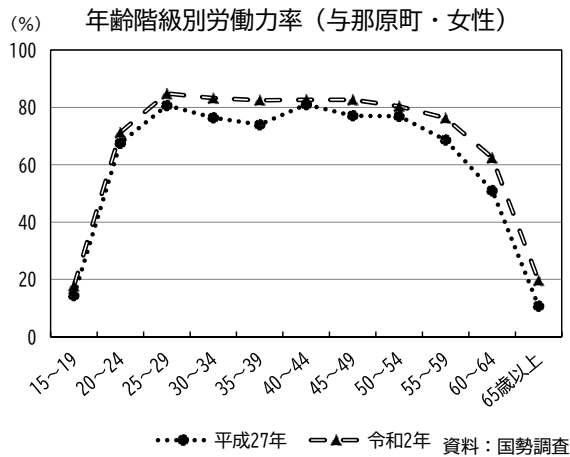


(2) 男女別・年齢別労働力率

平成 27 年と令和 2 年時点の男女別・年齢別労働力率をみると、女性については本町・沖縄県とも大きな変化はありません。

男性については、沖縄県はほぼ同率で推移している一方、本町については平成 27 年と比較し、令和 2 年の 25 歳～59 歳の労働力率が減少しています。

【15 歳以上労働力人口の推移(女性)】

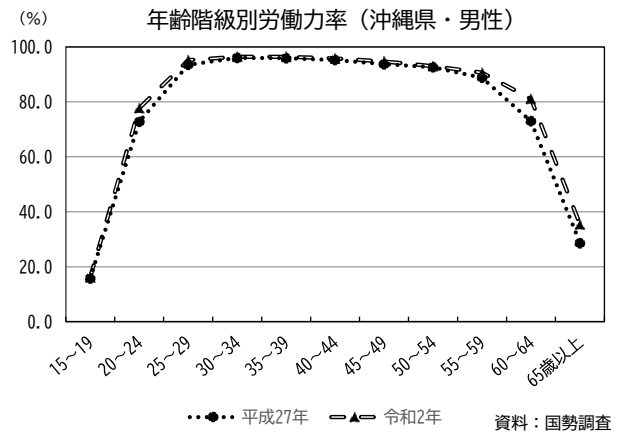
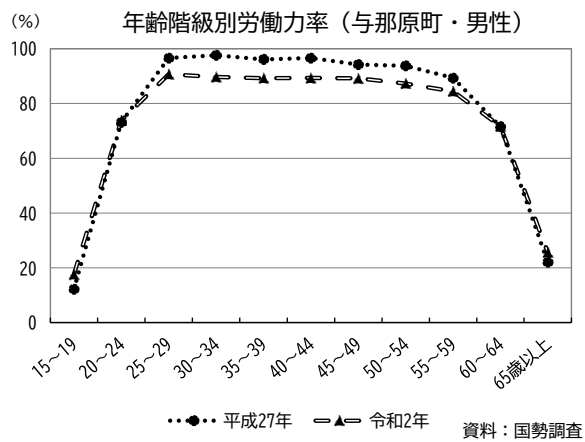


		(%)										
		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
平成 27年	与那原町	14.4	67.6	80.7	76.4	73.9	81.0	77.1	76.9	68.6	51.0	10.7
	沖縄県	14.1	69.0	81.7	78.1	77.6	78.5	77.1	74.4	68.1	49.9	13.8
令和 2年	与那原町	17.7	71.2	84.8	83.2	82.5	82.6	82.7	80.4	76.3	62.4	19.7
	沖縄県	14.7	74.7	87.0	83.6	82.5	83.7	82.8	79.1	74.6	61.8	19.2

資料：国勢調査



【15 歳以上労働力人口の推移(男性)】



(%)

		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
平成 27年	与那原町	12.2	73.2	96.6	97.6	96.1	96.6	94.2	93.8	89.3	71.5	22.1
	沖縄県	15.8	72.8	93.5	96.0	95.9	95.2	93.7	92.6	88.8	73.0	28.6
令和 2年	与那原町	17.6	73.8	90.7	89.7	89.3	89.3	89.2	87.3	84.4	71.7	25.7
	沖縄県	16.1	77.7	95.2	96.4	96.4	95.8	94.7	93.0	90.6	81.1	35.4

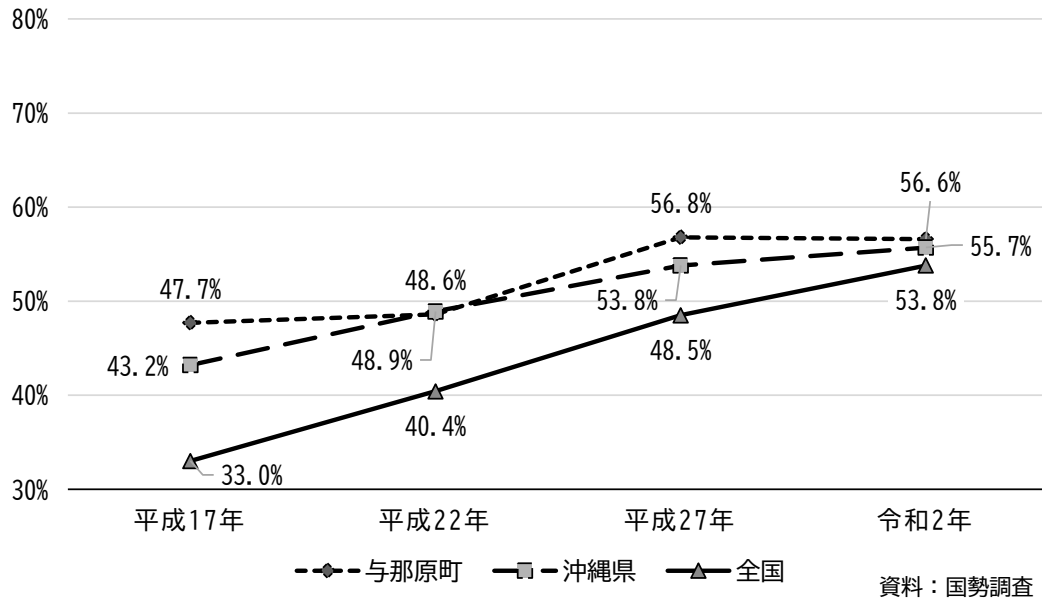
資料：国勢調査



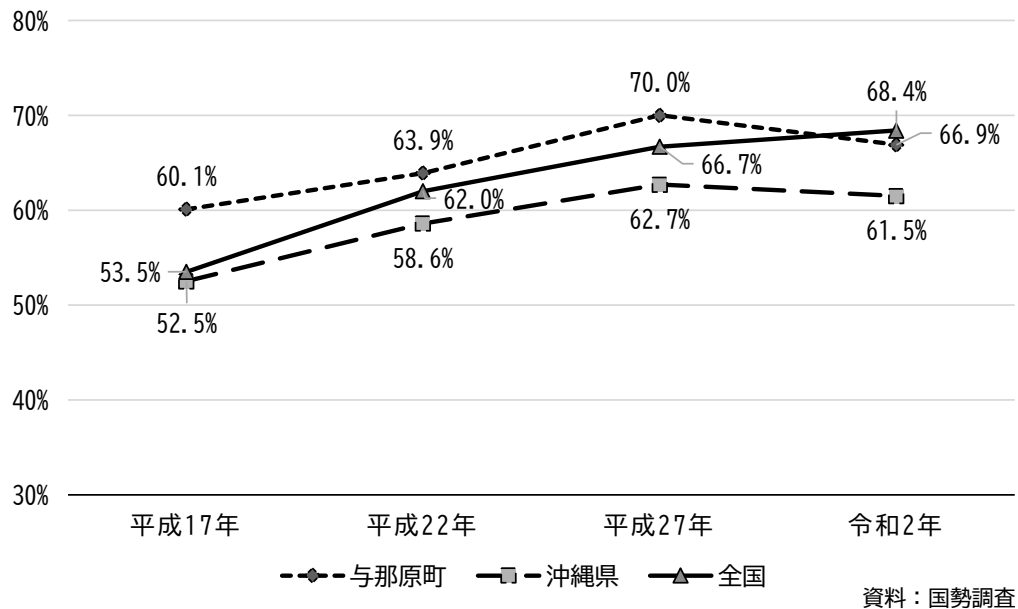
(3) 共働き率

本町の子育て世代の共働き率をみると、「0～5歳の子がいる世帯」「6歳～12歳の子がいる世帯」いずれも全国及び沖縄県と比較し若干高い傾向があります。

【0～5歳の子がいる世帯の共働き率】



【6～12歳の子がいる世帯の共働き率】



2. 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援事業等の状況

(1) 就学前児童に対する教育・保育

町内の教育・保育施設等の利用人数を見ると、令和6年度では、1号認定は公立幼稚園2園、私立認定こども園1園、私立幼稚園1園の76人、2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）は私立認定こども園1園、私立幼稚園1園、認可外保育園の64人、2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い以外）は公立保育所1園、私立保育所7園の518人、3号認定は、公立保育所1園、私立保育園7園、私立認定こども園1園、家庭的保育事業所1園、小規模保育事業所5園413人となっています。

(単位：人)

区分		実績				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号		112	130	112	104	76
2号	幼児期の学校教育の利用希望が強い	59	65	58	44	64
	それ以外	546	547	539	529	518
	計	605	612	597	573	582
3号	0歳	74	81	79	57	69
	1歳	169	155	173	178	148
	2歳	190	200	171	182	196
	計	433	436	423	417	413
計		1,150	1,178	1,132	1,094	1,071

(2) 時間外保育事業

町内全ての認可保育所（園）で時間外保育を実施しています。

(単位：人)

区分	実績				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間外保育事業	466	420	396	530	548
保育所通所児童数	807	979	983	961	946
施設数（単位：数）	12	16	16	16	16

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブは、令和4年度に2か所増え、現在10か所で運営しています。

登録児童数は、学年が上がるほど減少しますが、全体で年々増えてきており、令和6年度では、382人が登録しています。

(単位：人)

区分	実績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童健全育成事業	311	311	360	363	382

参考（学年別実績）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	110	105	137	118	122
2年生	95	89	95	113	108
3年生	59	74	75	75	83
4年生	31	20	29	39	34
5年生	10	20	14	15	25
6年生	6	3	10	3	10

(4) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターは、浜田ハピネス認定こども園内にある「ひだまり」と、海風児童館内にある「すまいる」の2か所となります。

(単位：人日)

区分	実績				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域子育て支援拠点事業	9,364	3,147	3,255	3,840	6,518

(5) 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育〔幼稚園在園児を対象とした一時預かり〕）

幼稚園での一時預かり（午後の預かり保育）は、年々増加傾向にあります。

(単位：人日)

区分		実績				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一時預かり （幼稚園預かり保育）	計	11,234	10,845	10,755	10,122	11,280

(6) 一時預かり事業（幼稚園預かり保育以外）

幼稚園以外に家庭において保育を受けることが一時的に困難な乳幼児について、子育て支援センター「すまいる」とファミリー・サポートセンターで一時預かりを行っています。

(単位：人日)

区分	実績				
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
一時預かり（幼稚園預かり保育以外）	500	1,471	1,601	1,576	1,799

(7) 病児保育事業

病児保育は、町外の1施設と「与那原町・西原町・中城村ファミリー・サポート・センター3町村広域事業」の病児・緊急対応強化事業で対応しています。

(単位：人日)

区分	実績				
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
病児保育事業	396	340	234	270	292

(8) 子育て援助活動支援事業〔ファミリーサポートセンター事業〕（就学児分）

「与那原町・西原町・中城村ファミリー・サポート・センター3町村広域事業」として、公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会に委託し実施しています。

(単位：人日)

区分	実績				
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
子育て援助活動支援事業（就学後）	15	53	43	45	106

(9) 児童館世代別登録児童数および利用児童数

本町には、あかぎ児童館と海風（うみかじ）児童館があり、児童館登録児童数は、令和1年度から令和3年度まで減少傾向にありましたが、令和4年度からは増加しています。

単位：人

児童館世代別登録児童数		登録児童数			
		計	未就学児	小学生	中学生
令和元年度	あかぎ児童館	106	16	81	9
	海風児童館	103	17	77	9
	計	209	33	158	18
令和2年度	あかぎ児童館	42	11	30	1
	海風児童館	59	16	42	1
	計	101	27	72	2
令和3年度	あかぎ児童館	31	2	29	0
	海風児童館	44	7	37	0
	計	75	9	66	0
令和4年度	あかぎ児童館	49	2	46	1
	海風児童館	42	4	38	0
	計	91	6	84	1
令和5年度	あかぎ児童館	79	4	59	16
	海風児童館	119	12	105	2
	計	198	16	164	18

単位：人

児童館世代別延べ利用児童数		登録児童数（延べ人数）				
		計	未就学児	小学生	中学生	高校生
令和元年度	あかぎ児童館	7,767	1,332	5,584	815	36
	海風児童館	10,232	1,505	7,996	668	63
	計	17,999	2,837	13,580	1,483	99
令和2年度	あかぎ児童館	2,905	664	1,907	305	29
	海風児童館	4,802	1,049	3,504	227	22
	計	7,707	1,713	5,411	532	51
令和3年度	あかぎ児童館	2,052	339	1,515	183	15
	海風児童館	3,495	472	2,850	158	15
	計	5,547	811	4,365	341	30
令和4年度	あかぎ児童館	3,418	605	2,597	137	79
	海風児童館	4,027	397	3,313	271	46
	計	7,445	1,002	5,910	408	125
令和5年度	あかぎ児童館	3,782	599	2,431	676	76
	海風児童館	7,990	1,094	6,549	317	30
	計	11,772	1,693	8,980	993	106

(10) 児童相談の内訳

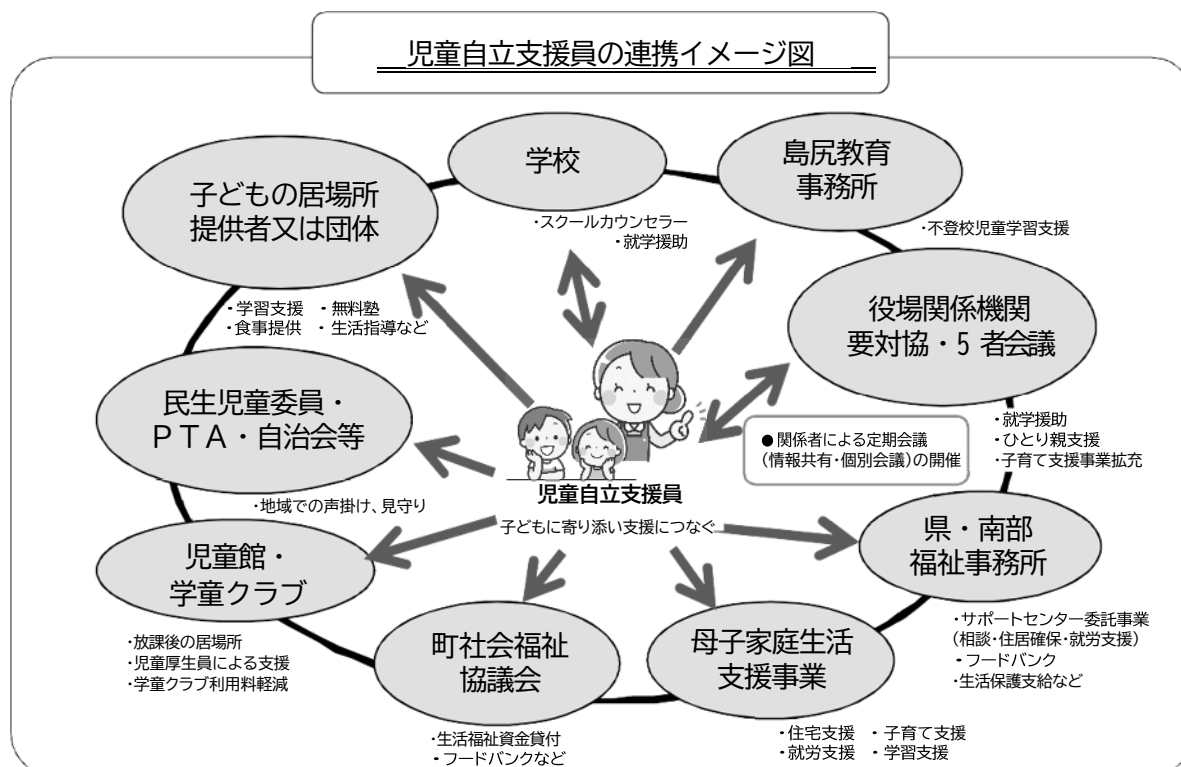
令和5年度における本町の児童相談対応件数は、173件で養育相談が163件と最も多く、児童虐待相談は、54件となります。与那原町要保護児童対策地域協議会対応ケース数は、登録数108人、継続数100人、終結数8件となっています。

単位：件

令和5年度		面接指導				児童相談所 送致
		計	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	
養護相談	児童虐待相談	54	0	53	1	1
	その他相談	109	51	56	2	0
保健相談		0	0	0	0	0
障害相談	重症心身障害相談	0	0	0	0	0
	発達等相談	0	0	0	0	0
非行相談		0	0	0	0	0
育成相談	性格行動相談	1	0	1	0	0
	不登校相談	2	2	0	0	0
	育児・しつけ相談	0	0	0	0	0
その他の相談		7	7	0	0	0
計		173	60	110	3	1

(11) 児童自立支援員

学校や関係機関と連携し、貧困によりさまざまな課題を抱えている児童を早期発見し、子どもに寄り添い、取り組まれている支援へつなぐなど、課題を一つ一つ整理し解決することで子どもを取り巻く環境の改善を図るために、児童自立支援員（2人）を配置しています。



(12) 子どもの居場所運営支援

町内のボランティアや事業者に委託し、現在4か所で子どもの居場所の運営を行っています。居場所では、子どもへの食事の提供、生活指導、学習支援などの支援に努めています。また、児童自立支援員が子どもの居場所を巡回しています。

名前	対象者	活動内容	活動場所	活動日数
つなひき無料学習塾	3歳から 高校生まで	朝食の提供、放課後の居場所、 学習支援を行っています。	民間アパート	週 6 日
まある家 あがり	18歳未満の児童 と保護者	夜間の居場所、食事の提供、生活 指導、学習支援、キャリア形成 支援を行っています。	まある学童 クラブ～風	週 2 日
まある家 よなばる	18歳未満の児童	夜間の居場所、生活指導、学習支 援、キャリア形成支援等を行っ ています。	与原公民館	週 3 日
ミライハ	就学援助世帯の 中学生と科卒生	昼間の居場所、生活指導、学習支 援、キャリア形成支援等を行っ ています。	民間施設	週 5 日



3. ニーズ調査の結果と分析

【調査の目的】

この調査は、「与那原町子ども・子育て支援事業計画」の策定に伴い、本町の子どもの教育・保育に関わる現状や子育てのニーズを把握するなど、計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的に実施しました。

【調査の概要】

（１）調査種類・対象

- ①就学前児童調査 0～6歳のいる1世帯に1人とし、複数児童がいる世帯は下の児童を抽出
- ②小学生児童調査 小1～6年生のいる1世帯に1人とし、複数児童がいる世帯は下の児童を抽出
- ③保育士調査 県内保育士登録情報に登録されている方のうち、町内在住及び町内勤務の方

（２）調査期間

令和6年5月9日～5月30日

（３）調査方法

- ①町内の保育所（園）、幼稚園に在籍する子については、在籍する保育所（園）、幼稚園を通じて調査票の配布・回収。在籍していない子については、郵送により配布・回収。
- ②町内の小学校に在籍する子については、在籍する小学校を通じて調査票の配布・回収。在籍していない子については、郵送により配布・回収。
- ③町内の保育所（園）に在籍する保育士を対象に、保育所（園）を通じて調査票の配布・回収。保育所（園）に在籍しない保育士については、郵送により配布・回収。

（４）回収結果

回収率は、就学前児童調査が70.2%、小学生児童調査が62.7%、保育士調査が61.8%。

ニーズ調査	回収数	配布数	回収率（%）
①就学前児童	676	963	70.2%
②小学生児童	634	1,010	62.7%
③保育士調査	136	220	61.8%

【①就学前児童調査の概要】

同居・近居の状況

(1) 子どもの年齢【問 2】

ニーズ把握の対象となる子どもの年齢は、「5 歳」が 22.8%と最も高くなります。また、「4 歳」が 21.4%であり、「3 歳」が 19.7%となります。

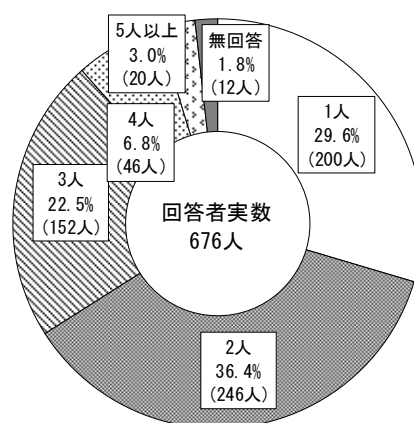
子どもの年齢

0歳	6.8%(46人)
1歳	10.1%(68人)
2歳	15.5%(105人)
3歳	19.7%(133人)
4歳	21.4%(145人)
5歳	22.8%(154人)
6歳	1.8%(12人)
無回答	1.9%(13人)
回答者実数	676人

(2) 世帯の子どもの人数【問 3】

世帯の子どもの人数(調査対象の子を含む)は、「2人」が 36.4%と最も高く、次に「1人」が 29.6%、「3人」が 22.5%となります。

子どもの人数

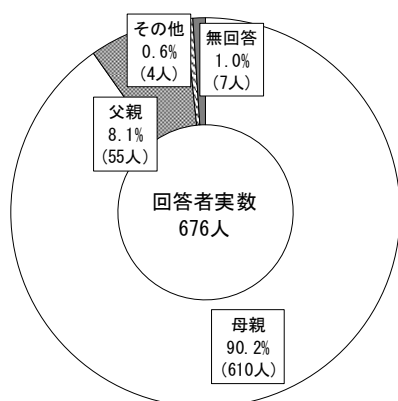


(3) 回答者【問 4】・配偶関係【問 5】

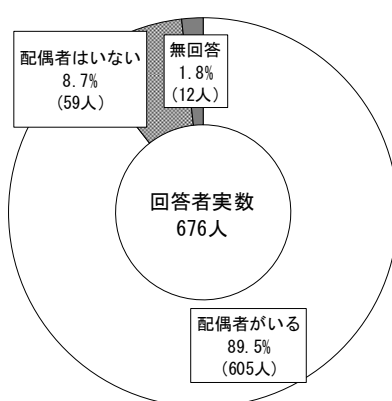
回答者は「母親」が 90.2%、「父親」が 8.1%となります。

また、回答者の配偶関係は「配偶者がいる」が 89.5%、「配偶者がいない」が 8.7%となります。「配偶者がいない」と答えたひとり親世帯の内訳としては、「母子世帯」が 98.3%、「父子世帯」が 0.0%となります。

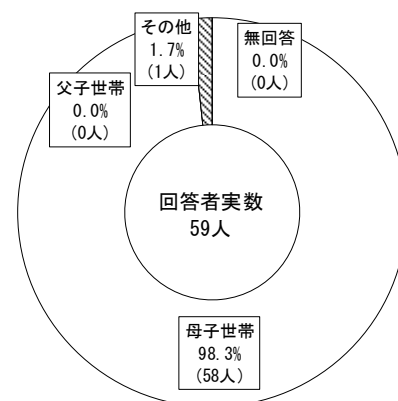
【回答者】



【回答者の配偶関係】

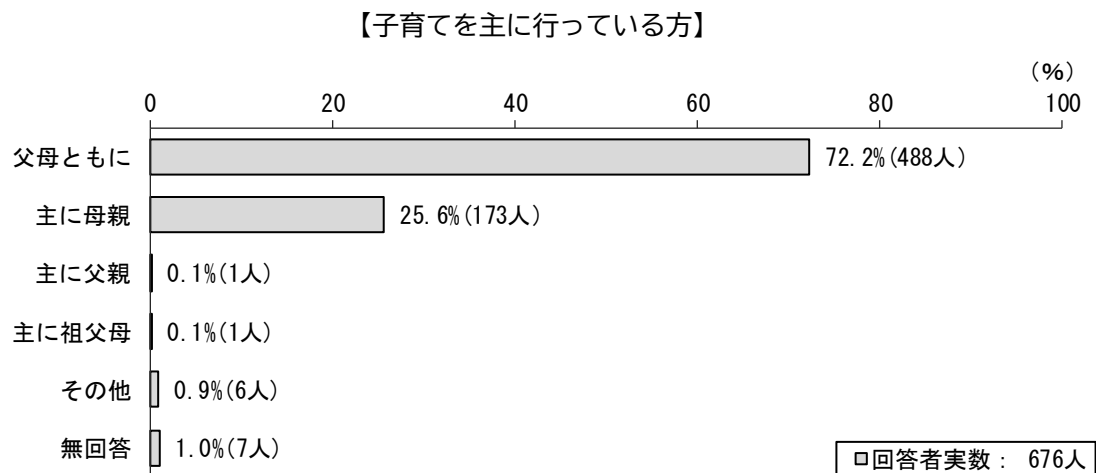


【ひとり親世帯の内訳】



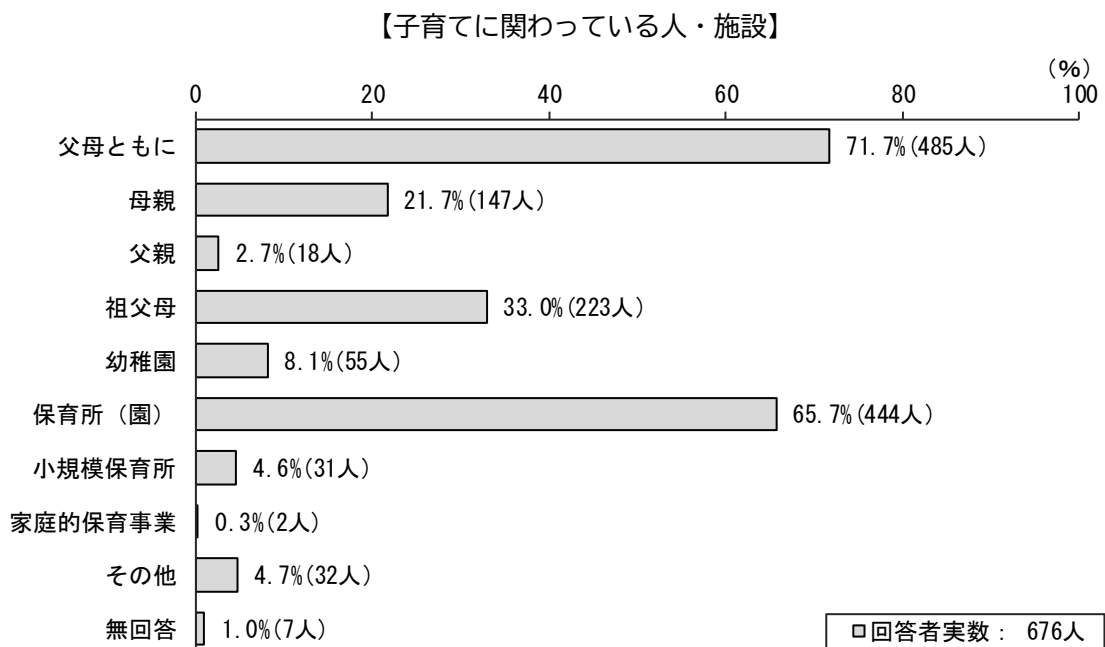
(4) 子育てを主に行っている方【問 6】

子育て（教育を含む）を主に行っているのは、「父母ともに」が72.2%で、子育てに参加している父親が多いことがわかります。次に「主に母親」が25.6%となります。



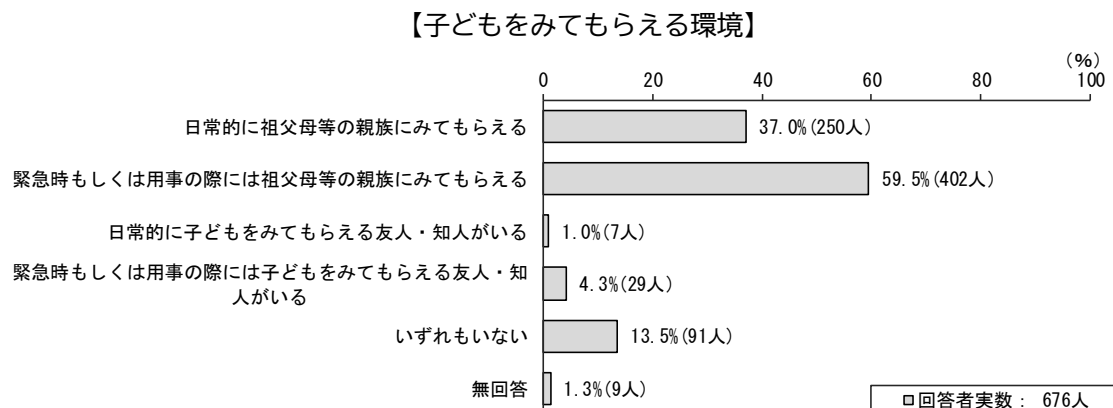
(5) 子育て（教育）に関わっている人・施設（複数回答）【問 7】

お子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方または施設については、「父母ともに」が71.7%と最も高く、次に「保育所（園）」が65.7%、「祖父母」が33.0%となります。



(6) 子どもをみてもらえる環境（複数回答）【問 9】

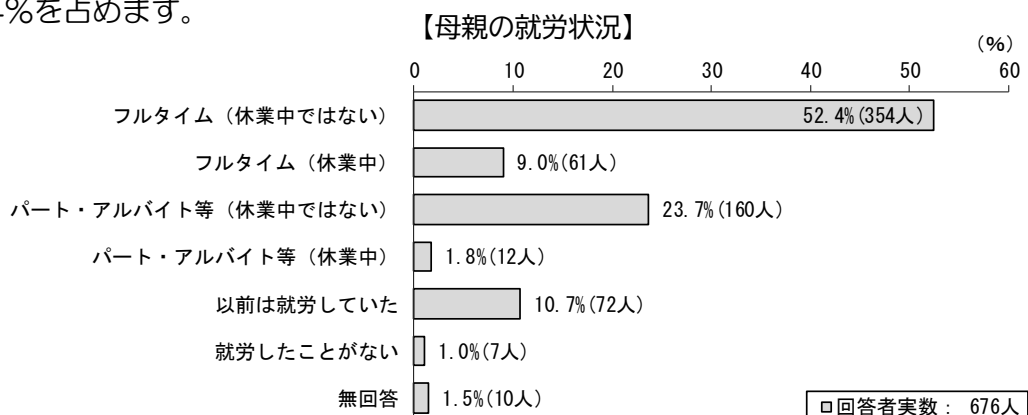
日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 59.5%と最も高く、次に「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 37.0%となります。



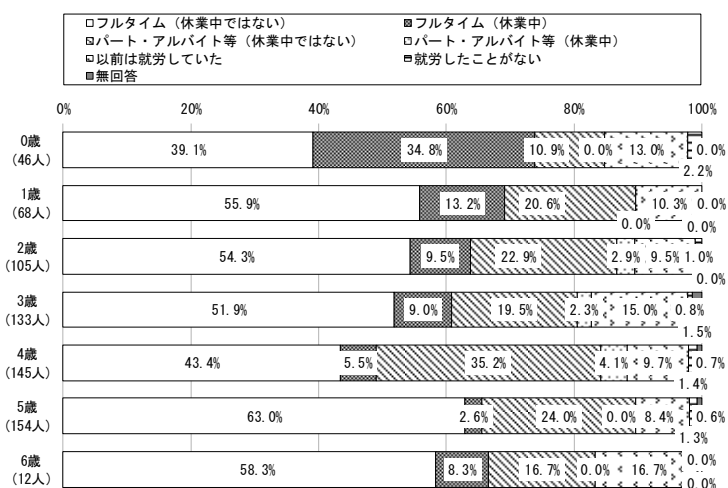
(7) 保護者の就労状況

母親の就労状況【問 12(1)】

母親の現在の就労状況については、「フルタイム（休業中ではない）」が 52.4%と最も高く、「フルタイム（休業中）」の 9.0%を合わせると、フルタイムで就労している母親が 61.4%を占めます。



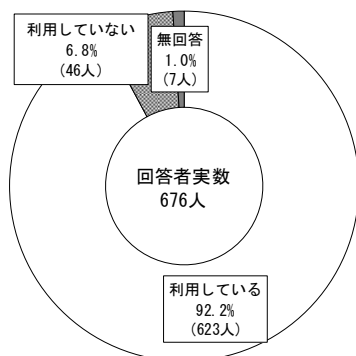
【母親の就労状況(子どもの年齢別)】



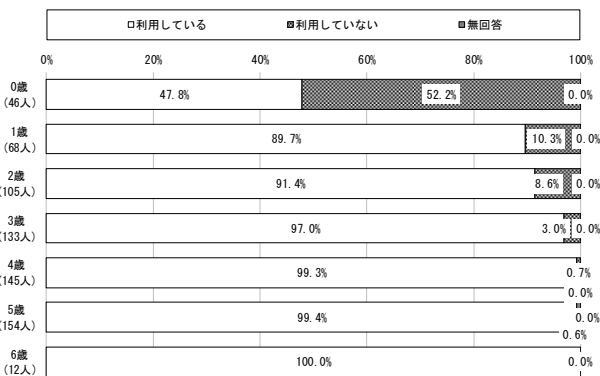
(8) 定期的な教育・保育の事業の利用【問 13】

幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育の事業の利用については、「利用している」が92.2%、「利用していない」が6.8%となります。

【定期的な教育・保育の事業の利用】



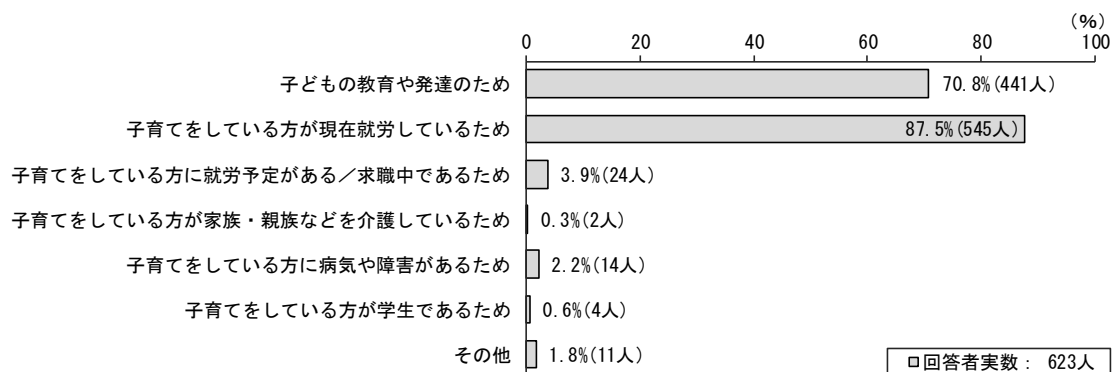
【定期的な教育・保育の事業の利用(子どもの年齢別)】



(9) 教育・保育の事業を利用している主な理由(複数回答)【問 13-4】

平日に定期的に教育・保育の事業を「利用している」と答えた保護者の、利用している理由については、「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労しているため」が87.5%と最も高く、次に「子どもの教育や発達のため」が70.8%で、以上の2つが主な理由となります。

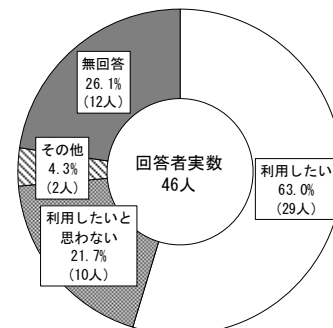
【教育・保育の事業を利用している理由】



(10)「こども誰でも通園制度（仮称）」の利用希望【問 13-6】

「こども誰でも通園制度」の利用希望については、
「利用したい」が63.0%と最も高く、次に「利用したいと思わない」
が21.7%、「その他」が4.3%となります。

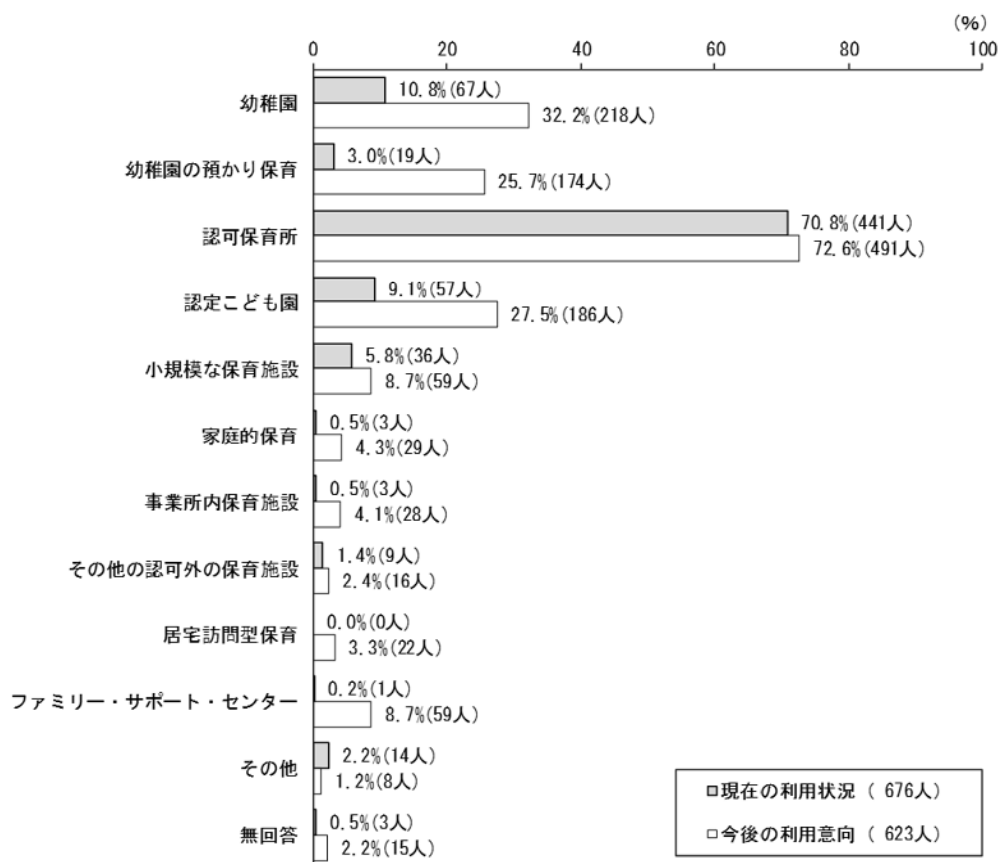
【こども誰でも通園制度の
利用希望】



(11) 定期的に利用したい教育・保育の事業（複数回答）【問 14】

現在の利用状況と比べると、ほとんどの事業で現在の利用状況が今後の利用意向より高く、中でも「幼稚園」で21.4ポイントと大きな差があります。

【定期的に利用したい教育・保育の事業
（現在の利用状況と今後の利用意向）】

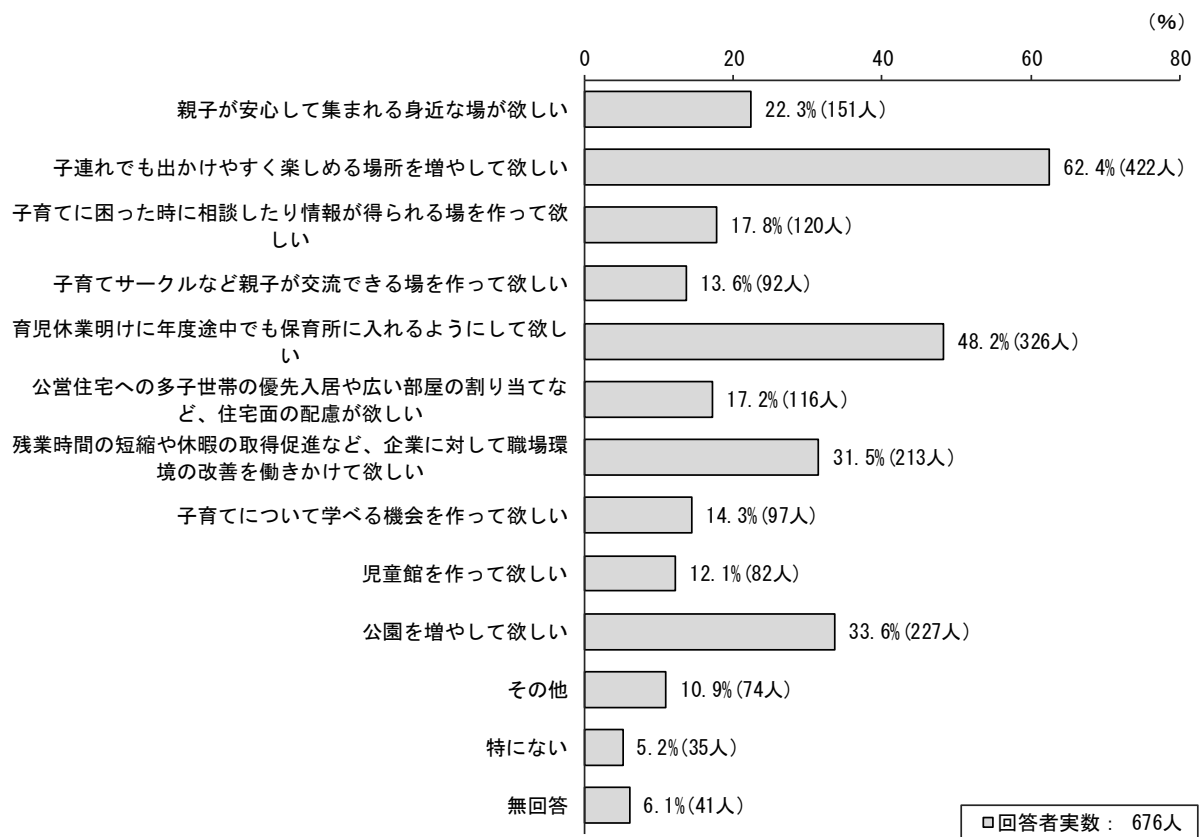


(12) 子育て支援への期待（複数回答）【問 32】

行政に対して保護者が期待する子育て支援については、「子連れで楽しめる場所を増やす」が62.4%と最も高く、次に「年度途中でも保育所に入れる」が48.2%となります。

また、「公園を増やしてほしい」が33.6%と比較的高くなります。

【子育て支援への期待】



子育て環境や支援に関する主な意見 <就学前児童> 一部抜粋

子どもの年齢	
0歳	子育ても頑張りたいが仕事も頑張りたい。家庭にもよるが、3人目4人目を考える年齢の人ほど仕事でも大事な時期になってくる。各家庭3人以上の子供がいれば人口増加にもつながる。3人目4人目子育ての家庭には環境的にも金銭的にもバックアップを手厚くしてほしい。
1歳	他の市町村と比べて保育料が高すぎる。3歳までの無償化までの期間に近隣市町村と比べ50～60万1人当たり変わるので子育てを与那原でしたいが、今後の事を考えると引っ越しを検討してしまう。2～3人欲しいと考えると100万近く変わるとなると引っ越し費用を入れてもその方が安くなるのでその分を貯金や習い事に回したい。子育て世代が住みやすい町が長い目で見た時に税率も上がり絶対その方が市町村にとって良いと思うし、活気ある町で居続けれると思います！！
2歳	保育園での様子が、先生からの口頭申し送り（無い日も多い）のみで、年間を通して行事もないので、園での子どもの様子が分からない。先生方の名前も分からない為、コミュニケーションも取りづらい。安心して子どもの日常、成長と一緒に見守って育てていく場所であってほしいので、保育園の環境の差を見直してほしい。預けている立場なので、園へこのような意見を伝えづらいです。園へ意見を届けていただけると心強いです。よろしくお願いします。
2歳	大きい公園等に行った時に、大きい子（小学校高学年・中学生）が遊具も含めて鬼ごっこなどをしていると小さい子がぶつかったりしてしまいそうで怖いので、できたら小さい子が安心して遊べる広場や公園があると親としては安心して遊ばせられるかなと思います。
3歳	土曜日保育もリフレッシュに預けられるように、快く受け入れてくれる保育園や預かり施設を作してほしい。
3歳	3歳、2歳、0歳の子どもが3ヶ所別の園なので、毎日の送迎が大変。保育園の申込で希望した園（きょうだい児が通う園）に受からない。私以外の友人等からも話を聞きました。きょうだい児がいる場合は、2人目以降は同じ園に受けやすいようにしてほしい。どうせ転園希望するのに。
4歳	公園にサイクリングロードのような所が欲しいです。子ども向けワークショップや色々な体験が町主催であるといいなと思います。
4歳	0歳から預かってもらえる園を増やしてほしいのと兄弟揃って入園できるようにしてほしい。
5歳	支援や制度の情報の発信が気づきやすいと、ありがたいです。園や学校と預かり場所との連携（役所とも）取れていると安心するなと思います。個人的には元あかし市の市長の取り組みがきになるので、与那原町の政策に活かせないかと思いました。
5歳	与那原町の幼稚園は預かり保育がないので、共働きしている私達は、子供を幼稚園に通わせることができない！！小学校の入学前の年齢なので、小学校と同じ敷地である幼稚園で馴染んでもらいたいとか、教育の差など不公平だと思う。子供達の為に働いているのに、入学前から教育の不公平がでるのは、どうかと思う。他地域では、こども園などあるのが、羨ましいと思う。
6歳	幼稚園の預かり保育の導入をご検討賜りますようお願い申し上げます。

【②小学生調査概要】

（１）子どもの学年【問３】

回答のあった世帯の子どもの学年は、「１年生」が 26.5%と最も高く、次に「２年生」が 21.5%、となります。また、「６年生」が 9.9%と最も低くなります。

【子どもの学年】

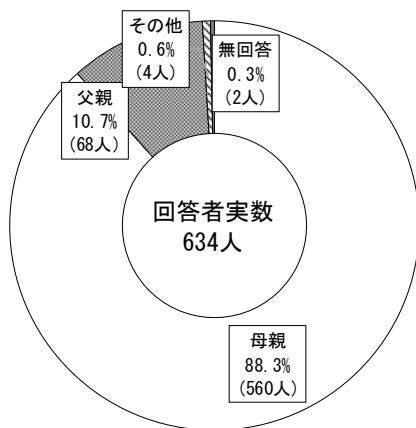
１年生	26.5% (168人)
２年生	21.5% (136人)
３年生	17.8% (113人)
４年生	12.6% (80人)
５年生	11.0% (70人)
６年生	9.9% (63人)
無回答	0.6% (4人)
回答者実数	634人

（２）回答者【問５】・配偶関係【問６】

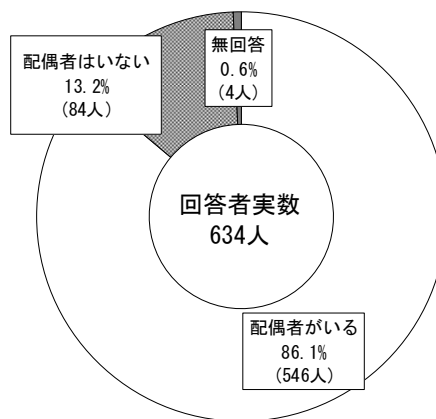
回答者は「母親」が 88.3%、「父親」が 10.7%となります。

また、回答者の配偶関係は「配偶者がいる」が 86.1%、「配偶者はいない」が 13.2%となります。

【回答者】



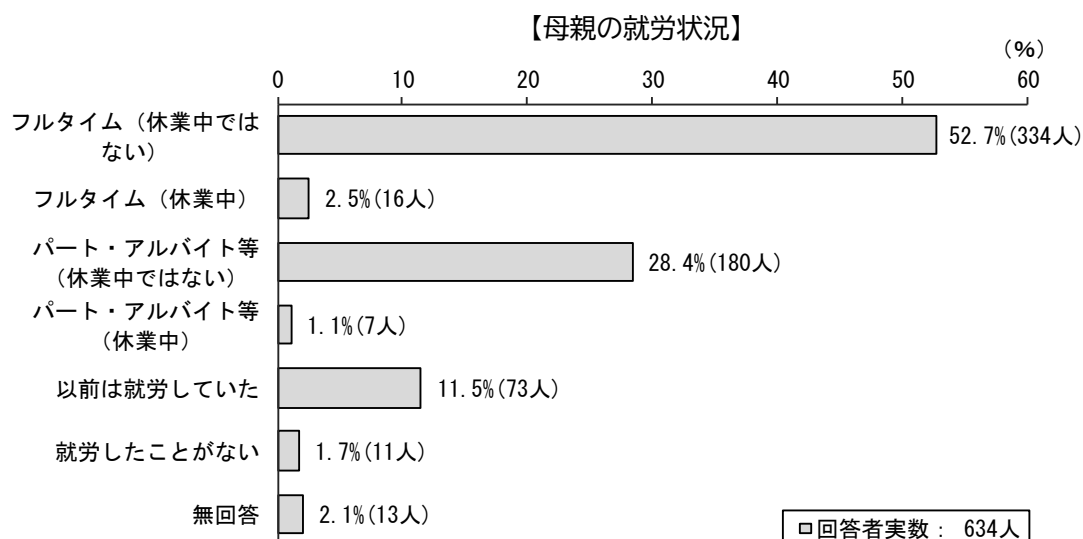
【回答者の配偶関係】



(3) 保護者の就労状況（母親）【問 7(1)】

母親の現在の就労状況については、「フルタイム（休業中ではない）」が 52.7%と最も高く、「フルタイム（休業中）」の 2.5%を合わせると、フルタイムで就労している母親が 55.2%を占めます。また、「パート・アルバイト等（休業中ではない）」が 28.4%、「パート・アルバイト等（休業中）」が 1.1%で、合わせるとパート・アルバイト等で就労している母親が 29.5%を占めます。

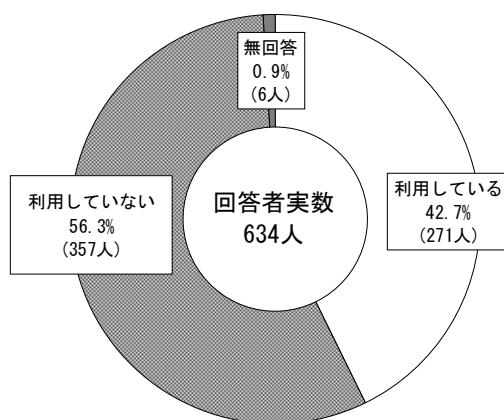
さらに、「フルタイム」と「パート・アルバイト等」を合わせると、母親の 84.7%が就労しています。



(4) 放課後児童クラブの利用状況【問 9-1】

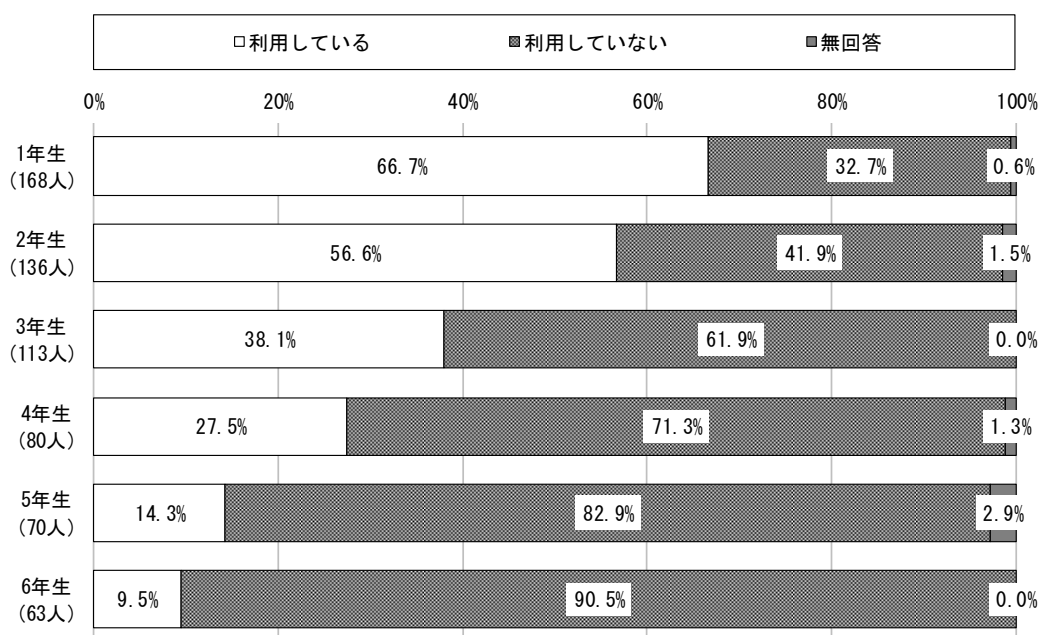
放課後児童クラブの利用については、「利用していない」が 56.3%、「利用している」が 42.7%となります。

【放課後児童クラブの利用状況】



学年別にみると、「利用している」は、「1年生」が66.7%と最も高く、学年が上がるほど割合は低くなり、「5年生」が14.3%、「6年生」が9.5%となります。

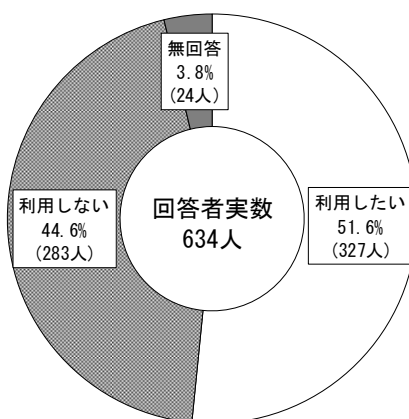
【放課後児童クラブの利用状況（学年別）】



(5) 放課後児童クラブの利用希望【問 10-1】

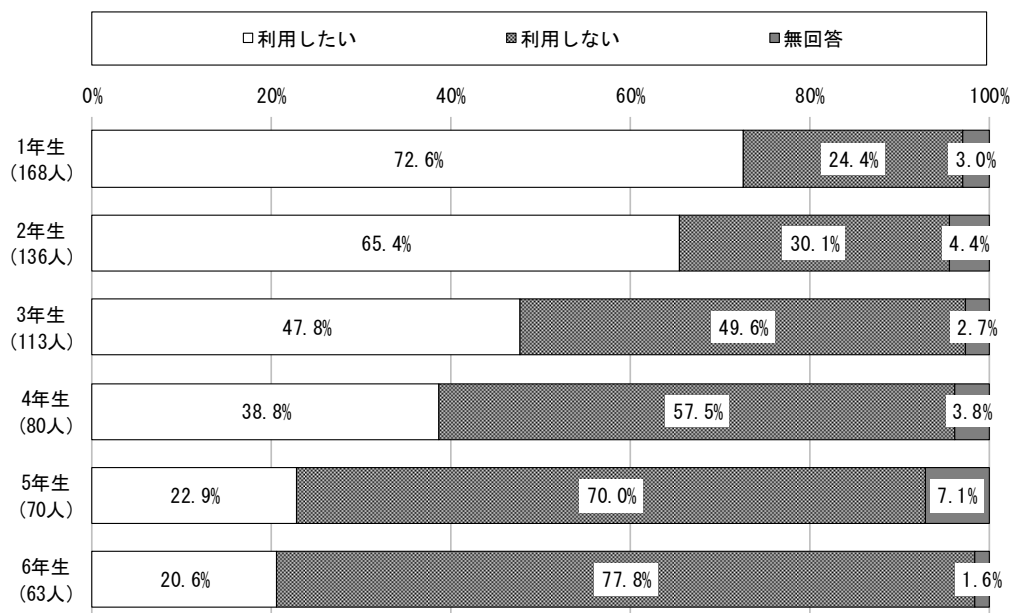
今後の放課後児童クラブの利用希望については、「利用したい」が51.6%、「利用しない」が44.6%となります。

【放課後児童クラブ利用希望】



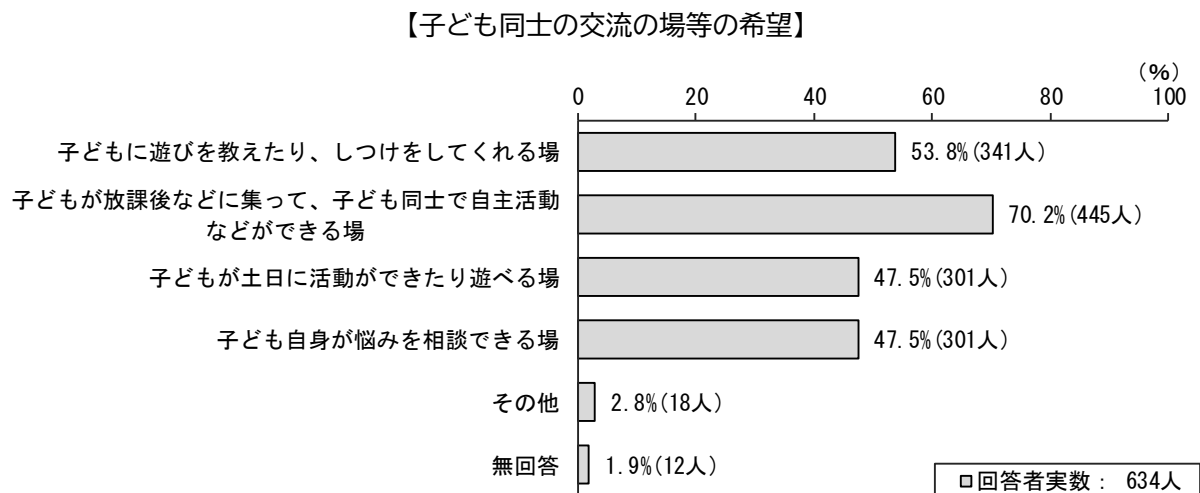
学年別にみると、「利用したい」は「1年生」が72.6%と最も高く、学年が上がるほど割合は低くなり、「6年生」では20.6%となります。現在の利用状況と同様の傾向となります。

【放課後児童クラブ利用希望（学年別）】



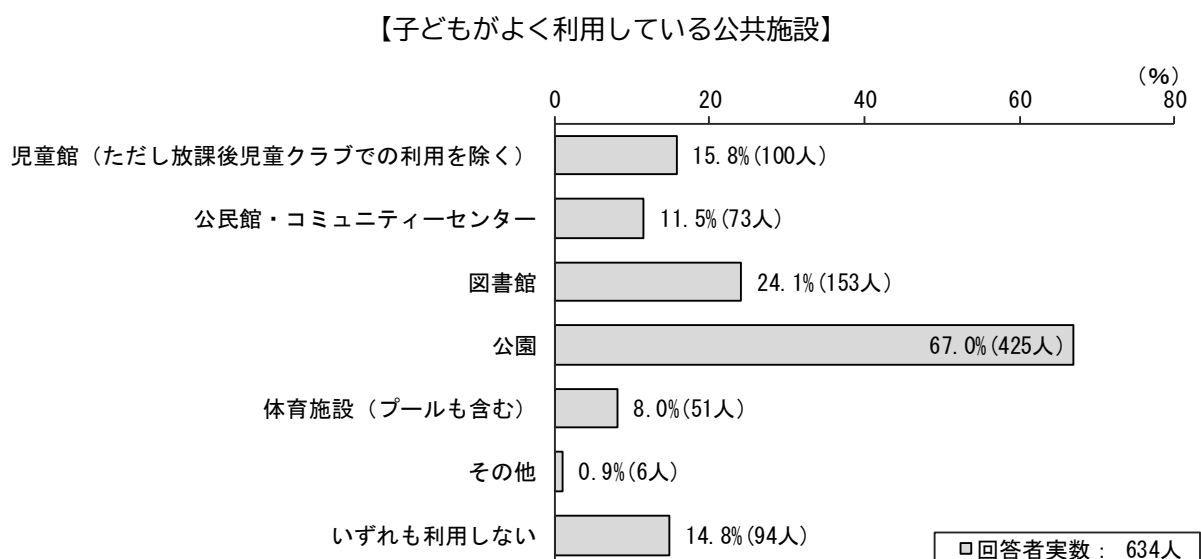
(6) 子ども同士の交流の場等の希望（複数回答）【問 11】

身近な地域で、子ども同士が交流等を行うことのできる場ができた場合、どのようなことを希望するかについては、「子どもが放課後などに集って、子ども同士で自主活動などができる場」が 70.2%と最も高く、次に「子どもに遊びを教えたり、しつけをしてくれる場」が 53.8%となります。



(7) よく利用している公共施設（複数回答）【問 12-1】

子どもがよく利用している公共施設は、「公園」が 67.0%と最も高く、次に「図書館」が 24.1%となります。



子育て環境や支援に関する主な意見＜小学生＞ 一部抜粋

学年	
1年	児童館はよい環境だが、帰宅してからでないと利用できず不便。きらきらり放課後教室は、そのまま利用できるが、運営が1日置き。きらきらり教室のような形式で、児童館1ヶ所で、放課後過ごせるようにはなりませんか？もちろん学童とは異なるという点は承知しています。西原町の小学校では、放課後そのまま児童館利用できるようですが、与那原町もよろしくをお願いします。
2年	公園遊具の老朽化が見受けられるため、修繕改修が進むと嬉しく思います。
2年	土、日に児童館の開所があると、子供達の遊びの幅が広がると思う。安心して子供達が遊べる活動が少ない地域と感じる。活動を知らないだけかもしれないが、活動があるのなら、知ることができる広報等にもっと掲載されると良いかと思う。(子供会など...)。高学年になると、学童を退所せざる得ない状況となると思うが、夏期休暇中の期間だけ、通える場所があると、とても良いと思います。
3年	放課後の子ども達の居場所、子ども食堂などを充実させて、そういう施設を利用しやすい様にしてほしい。アイデアとして、高齢者施設を開放して、地域の高齢者と子ども達が自然に交流できれば双方にとって新しい刺激もあり、良いと思う。
3年	情報が少なく、またWEBでの開示も遅いと思います。他の市町村では6年生まで学童利用でき、土曜利用も自由にできるところもあるようで、改善できるとありがたいです。
4年	子ども達の活動の場として、もう少し学校等の公共施設を開放してほしい。業務の負担や責任問題等を理由に利用への制限がネックになっています。保護者や支援体制ができていけるのなら緩和してほしいと願います。
4年	物価などが上がり、子供達が学校(高校生まで)生活をちゃんと送れるのかが心配になることがある。給料は増えるわけではないので、高校生になった時にちゃんと支払っていけるのか心配になります。安心して生活できる支援が出来るといいなと思います。
5年	ひとり親なので、学童費が無料(現在は半額)か給食費無料、どちらかでもあればとても助かります。親が子供を置いて働くのも、生活費の為なので、少しでも生活費が楽になれば、休日は仕事をせず、子供との時間もたくさん取れるかと思っています。
5年	夏休みの長期休みは預け先がほしいです。ずっと家だと互いにストレスになりますし、食費も大変です。それに伴って早く給食費の無償化を実現してほしいです。義務教育とはいえ、他に色々お金がかかり習い事をさせることもできません。正直、大きくなるにつれてホントにお金がかかります。小さい子の支援だけではなく、小・中の支援も視野を広げて実現してほしいです。
6年	給食の無償化 子ども食堂をもっと増やしてほしい。子ども食堂は、夕食だけでなく夏休みなどの長期休暇の昼食の提供があると嬉しいです。(子どものお友達でも共働きの家庭が多く、休日の日お仕事の時、昼食を作って会社に行くのは大変で、お金を渡して自分で買って食べる子や、お金も渡せず昼食抜きの子も多いです。)子ども食堂の情報をもっと分かりやすくしてほしい。検索しても、古い情報で分かりづらい。無料なのか？いくら？予約制？どこにある？何時～？まったく分からない。子育てしている親なら、みな知れるように、広報誌に載せるなり、学校でチラシを配るなどしてほしい。
6年	子育ては悩みがつきものです。低学年～高学年の親の悩み相談(気軽に)集える場所が欲しいです。上与那原には公園(子供同士)など遊べる場所が欲しいです。

4. 第2期計画の評価

1. 就学前児童の教育・保育の状況

第2期与那原町子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度から令和6年度の5年間の事業計画として策定されました。また、教育・保育の量の見込み及び確保方策の中間見直しを、令和4年度に行っております。

〇見直し後の量の見込み・確保方策に対する現在の確保の状況（表1・表2）

① 3号認定について

0歳～2歳の3号認定については、公立保育所1施設、私立保育園7施設、私立認定こども園1施設、家庭的保育施設1施設、小規模保育園5施設にて確保しています。

量の見込み・確保方策（計画量）に対して確保量（利用定員）は、おおむね計画のとおり確保されていますが、0歳～2歳の各年齢において、定員割れが生じています。

一方で0歳～2歳は待機児童が存在していますが、その要因は保育人材の確保が困難だったため、利用定員の見込みを達成できなかったことが挙げられます。

② 2号（教育・保育）認定について

3歳～5歳の2号認定（保育ニーズ）については、公立保育所1施設、私立保育園7施設、私立認定こども園1施設にて確保しています。2号認定（教育ニーズ）については、私立認定こども園1施設及び私立幼稚園1施設にて受け入れを行っています。

3歳と4歳は、量の見込み・確保方策（計画量）に対して確保量（利用定員）は、おおむね計画のとおり確保されています。

5歳は、量の見込み・確保方策（計画量）に対して確保量（利用定員）は不足していますが、3歳～5歳の各年齢において定員割れが生じています。

③ 1号認定について

3歳～5歳の1号認定については、公立幼稚園2施設、私立幼稚園1園、私立認定こども園1施設にて確保しています。

量の見込み・確保方策（計画量）に対して確保量（利用定員）は、3歳～5歳においておおむね計画のとおり確保されていますが、3歳～5歳の各年齢において定員割れが生じています。令和2年度以降、公立幼稚園の入園児童数が減少傾向にあります。

第2期の教育・保育ニーズ全体の量の見込みが1,256人であるのに対し、確保量（利用定員）は、1,273人と見込みを17人上回っています。

(表1) 第2期教育・保育の量の見込みと教育・保育施設の確保状況(令和6年度)

	3号認定			2号認定(教育・保育二一ズ)			1号認定(教育二一ズ)			計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	
第2期の量の見込み(A)	96	187	212	199	209	207	42	47	57	1256
確保方策(計画量)	96	187	212	207	214	208	59	63	79	1325
確保量(利用定員数)(B)	82	188	196	212	211	186	57	73	68	1273
過不足(B)-(A)	△14	1	△16	13	2	△21	15	26	11	17

(表2) 町内就学前児童の教育・保育の状況(令和6年度)

	3号認定			2号認定(教育・保育二一ズ)			1号認定(教育二一ズ)			計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	
第2期の量の見込み	96	187	212	199	209	207	42	47	57	1256
確保方策(計画量)	96	187	212	207	214	208	59	63	79	1325
確保量(利用定員数)	82	188	196	212	211	186	57	73	68	1273
利用児童数	69	148	196	184	181	179	21	27	40	1045

【認定区分】

区分	年齢	設定内容	利用先
1号認定	3～5歳	幼児期の教育のみ	幼稚園、認定こども園(教育)
2号認定 (教育二一ズ)	3～5歳	保育の必要性はあるが幼稚園の利用希望が強い(幼稚園の預かり保育を利用)	幼稚園(公立は預かり保育なし) 認定こども園(教育)
2号認定 (保育二一ズ)	3～5歳	保育の必要あり	認定こども園(保育)、保育所(園)
3号認定	0～2歳	保育の必要あり	保育所(園)、地域型保育施設、認定こども園(保育)



2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等の確保状況

地域子ども・子育て支援事業の令和5年4月1日現在の確保の状況については、下記のとおりとなります。

【地域子ども・子育て支援事業の確保の状況（令和5年度）】

事業名	確保の状況
①時間外保育事業 (延長保育)	町内全ての保育施設で受入れに取り組んでできました。保護者の就労率の状況から利用ニーズは高まっていますが、町内保育施設 15 か所に増えたことで安定的な確保ができています。
②一時預かり事業 (幼稚園型、幼稚園型以外)	第2期計画では幼稚園、子育て支援センターすまいる、ファミリー・サポート・センターで一時預かりを行うこととしています。保育施設での一時預かりが確保できていません。
④ 病児保育事業	第2期計画では町外の病児保育施設 1 か所で対応し、ニーズを把握しながら町内での施設設置を検討することとしています。現在も、町外の病児保育施設（1 か所）で対応し、これに加えファミリー・サポート・センターの病児・緊急対応強化事業でも対応しており、ニーズに対する確保はできています。
④ファミリー・サポート・センター事業	事業の周知強化を図るとともに、利用ニーズの把握と課題の整理を行いながら運営を継続してきました。第2期計画での量の見込みに対して、ニーズに対する確保はできています。
⑤子育て短期支援事業 (ショートステイ)	第2期計画では利用実績はありませんが、子どもの受け入れ先の確保が課題です。
⑥地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	第2期計画の量の見込みに対して、確保量は十分ではありませんでしたが、出張ひろばを開設するなど利用者は増加傾向にあり、妊娠中の方から就学前児童とその保護者の交流の場として定着しています。
⑦利用者支援事業	第2期計画では、子育て支援課と健康保険課に窓口を設置して、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な支援を行っています。
⑧放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	第2期計画では、放課後児童クラブの設置を8か所から11か所に増やすことを目標としています。現在、10 か所で受入れています。量的整備が十分ではなく待機児童が出ています。
⑨乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳幼児がいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。
⑩養育支援訪問事業	第2期計画では、対象となる家庭を全て支援することを目標としています。保健師等関係者が普段の業務の中で、養育支援が必要な家庭に対して指導・助言等を行うなど、必要な養育支援を行っています。
⑪妊婦健康診査事業	第2期計画中に妊婦健康診査 12 回に加え、産婦健康診査 2 回を増やして実施しています。
⑫与那原町こどもあんしんネットワーク(与那原町要保護児童対策地域協議会)	ネットワークでは、「代表者会議」の下で、「5者会議」(学校、警察、民生委員児童委員協議会、福祉課、子育て支援課)及び保護者による虐待等に対応する「実務者会議」を設置して具体的な支援に対応しています。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 本事業計画におけるめざすまちの姿

すべての子どもが、権利の主体として尊重され、自分らしく輝くことができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

そのため、子育て支援の取り組みにおいては、「子どもの最善の利益」を尊重します。

本町では、そうした社会の実現を目指し、本計画の基本理念を次のとおりとします。

- 基本理念 -

子どもの人権が尊重され、健やかな育ちを保障する、
笑顔あふれる子ども・子育てのまち

【参考】

呼称（根拠法令）	年齢区分
児童（児童福祉法）	18歳未満の者
子ども（子ども・子育て支援法）	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
こども（こども基本法）	心身の発達の過程にある者
乳児（児童福祉法）	1歳未満の者
幼児（児童福祉法）	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者



2. 基本政策と施策

子ども子育て支援のために以下の基本目標を定め、基本目標にかかる必要な施策・事業を推進します。

基本目標 1 子どもの健やかな成長に資する環境づくり

子育て支援のニーズも多様化しており、これにに応じていけるよう教育・保育の質の向上を図るとともに、子ども・子育て支援事業の充実に取り組みます。

子どもの育ちにおいて地域が与える影響も大きく、あいさつや声かけ、大人との交流などを通して、子どもの社会性などを高めていけるよう、地域における子育て支援活動の充実や地域の教育力の向上を図ります。

家庭は、子どもの健やかな育ちの基盤であり、全ての教育の出発点です。そのため、家庭における教育力の向上を支援するために、家庭における学習習慣の定着、規範意識の醸成、望ましい生活習慣の確立などの取り組みを進めます。

基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

安全で安心な妊娠・出産となるよう、親子手帳交付時に妊婦の健康状態や生活実態等を把握し必要な保健指導等を行うとともに、妊婦の健康の維持増進をはかるために妊産婦健康診査の公費負担や妊婦への情報提供及び、不安や悩みに対する相談支援等を行います。

また、出産後も産後うつや育児不安等を解消するため、訪問等による相談支援や育児支援を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組みます。

成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせません。そのため、家庭、保育所（園）、幼稚園、小中学校において発達段階に応じた、食育への取り組みを行います。

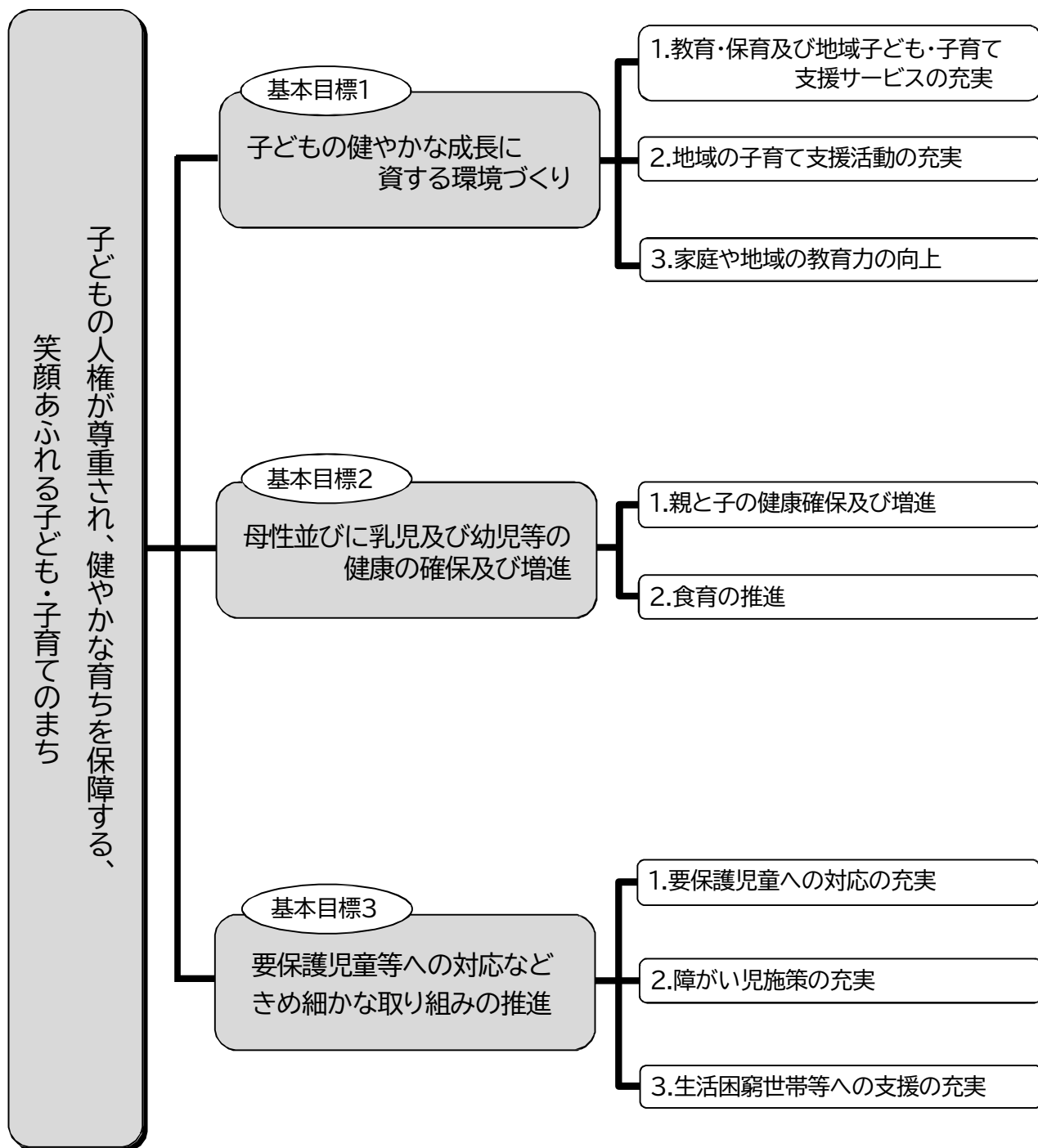
基本目標 3 要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待や不登校、要保護児童や特定妊婦への支援を関係機関が連携して行います。

また、障がいのある子の早期発見と早期支援に取り組むとともに、障がいのある子も共に学び、共に暮らしていけるよう、教育・保育体制の充実に図ります。さらに、障がいのある子の自立した生活を支えるためのサービス等の充実に図ります。

生活困窮世帯の子どもをはじめとする、課題を抱える子どもが安心して過ごせる居場所を確保し、食事の提供、生活指導等を行うなど健全育成を図ります。また、ひとり親家庭の自立を支援するために、経済的な支援や必要な情報の提供等を行います。

子ども・子育て支援施策の体系



3. 本事業計画における取り組み

基本目標 1 子どもの健やかな成長に資する環境づくり

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援サービスの充実

① 教育・保育体制の構築

取り組む内容	主管課
教育・保育の確保方策に基づき、町内認可保育施設と公立・私立幼稚園において0～5歳児への教育・保育を提供します。	子育て支援課

② 時間外保育事業の推進

取り組む内容	主管課
就労形態の多様化等による、やむを得ない理由により、通常の保育時間を延長して預けることができるよう、今後も認可保育施設で時間外保育事業を実施します。	子育て支援課

③ 一時預かり事業（幼稚園型）の推進

取り組む内容	主管課
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、必要な保育を行う事業のうち、幼稚園に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後や長期休業日等に当該幼稚園等において預かる事業を実施します。	子育て支援課

④ 一時預かり事業（幼稚園型以外）の推進

取り組む内容	主管課
家庭保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間における一時預かりを子育て支援センター「すまいる」と、ファミリー・サポート・センターで今後も実施します。	子育て支援課

⑤ 病児保育事業の推進

取り組む内容	主管課
病児保育事業は、今後も西原町・中城村との広域運営で町外の小児科医院（1か所）に委託し実施するとともに、保護者のニーズを踏まえ、町内での病児保育施設の確保に向けて取り組みます。	子育て支援課

⑥ ファミリー・サポート・センター事業の推進

取り組む内容	主管課
地域における育児の相互援助活動を推進し、子育てにかかる多様なニーズに対応していけるよう、今後も「与那原町・西原町・中城村ファミリー・サポート・センター3 町村広域事業」を実施します。 その他、発達が気になる子どもへの合理的配慮等についての関係課による相談支援が受けられるよう、ファミリー・サポート・センターとの連携を強化します。	子育て支援課

⑦ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の推進

取り組む内容	主管課
子育ての孤独感や不安感等に対応するため、乳幼児及びその保護者の相互の交流を行う場を提供するとともに、子育てについての相談・助言、情報の提供、その他の援助を行うために、今後も町内 2 か所で地域子育て支援拠点事業を実施します。 また、地域子ども・子育て支援事業の関係施設での情報共有やサービスの質の向上のために連絡会や研修会を開催します。	子育て支援課

⑧ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進

取り組む内容	主管課
保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童について、放課後における適切な遊びや生活の場を与えるなど、児童の健全育成を図るために、今後も放課後児童健全育成事業を実施します。 高まるニーズに応えるために、新たな施設を増設します。	子育て支援課

⑨ 放課後児童支援等の資質向上研修事業の推進

取り組む内容	主管課
放課後児童支援員等に必要な知識・技術の習得を目指して、今後も、与那原町・南風原町・八重瀬町の3 町合同による「放課後児童支援員等資質向上研修」を実施し、支援員の資質向上に取り組みます。	子育て支援課

⑩ 保育士確保及び定着するための支援の推進

取り組む内容	主管課
教育・保育のニーズに適切に対応してけるよう保育士確保のために、町独自の補助金として就職一時金を支給し、保育所、認定こども園の待機児童を解消します。	子育て支援課

⑪ 新すこやか保育事業の推進

取り組む内容	主管課
町内の認可外保育施設に対して、入所している児童の健やかな発達、発育を促すとともに、施設における安全、衛生環境の向上を図り、入所児童の処遇向上を目的に、今後も補助金を交付します。	子育て支援課

⑫ 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）の実施

取り組む内容	主管課
0歳6か月から3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象に、保護者の負担軽減を図るとともに、こどもが家庭とは異なる体験や同年代の子と触れ合う機会をつくることで、社会性を育み、こどもの健やかな成長を促します。	子育て支援課

⑬ 子育てに関する情報提供の推進

取り組む内容	主管課
子ども・子育てに関するサービス等の情報が得やすいよう、今後も町のホームページ、町公式 LINE や広報誌、「子育て応援ブック」などで情報を発信・提供していきます。 また、保育施設や子育て支援施設の位置情報を掲載した「イキイキ子育てマップ」を作成・配布します。 さらに、保護者等への相談対応の際に、必要な情報をわかりやすく提供します。	子育て支援課 健康保険課

⑭ ワークライフバランスの推進

取り組む内容	主管課
男女共同参画週間に「町民ラウンジ」や各施設でワーク・ライフ・バランスについてのパネル展示し、仕事と生活の調和が保たれるよう、働き方の見直しについて啓発を図ります。	子育て支援課

⑮ 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との円滑な接続の推進

取り組む内容	主管課
幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との円滑な接続を推進する観点から、架け橋期のカリキュラムの作成、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等と小学校教諭との合同研修会や研究会の開催、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等による小学校の授業参観、小学校教諭による教育・保育施設の保育参観、園児と小学校児童との交流活動を通して、円滑な接続の推進を行います。	学校教育課 子育て支援課

⑯ 一体的な教育・保育の提供体制の構築

取り組む内容	主管課
保護者の就業状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。そのため、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられています。 本町において認定こども園の整備にあたっては、認定こども園へ移行を希望する幼稚園・保育所があれば移行に向けた取組みを検討し、教育・保育の質の向上に努めます。	子育て支援課

⑰ 幼児教育アドバイザーの育成・配置

取り組む内容	主管課
公私や施設類型に共通する保育者の専門性の向上等の地域における幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組みを一体的に推進するため、幼児教育・保育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、設置者や施設類型を問わず域内の教育・保育施設等への訪問活動等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言を行う「幼児教育アドバイザー」の配置を検討します。	子育て支援課

⑱ 与那原町保育者育成指標の推進

取り組む内容	主管課
質の高い幼児教育・保育を提供するために不可欠である、保育者の資質・専門性向上の取組みとして「与那原町保育者育成指標」を作成し、町内幼児教育・保育施設へ推進します。 保育者の資質向上は保育者自身の責務ですが、「学び続ける保育者像」を確立するために教育委員会や保育関係者等も連携・協働して、保育者のキャリアステージに応じた資質能力の向上に活用します。	子育て支援課



2. 地域の子育て支援活動の充実

① 放課後子ども教室の充実

取り組む内容	主管課
令和7年度からは、カリキュラム（習い事）形式の教室を実施し、より子どもたちが楽しく目的をもって主体的に教室に参加できるように努めます。 また、地域ボランティアの皆さんと協力して、子どもたちがより安全に教室参加できるよう見守りの強化を実施します。	生涯学習振興課

② 図書館の利用促進

取り組む内容	主管課
子どもが図書館に親しみ、本に興味を持ってもらえるよう、定例の読み聞かせや絵本展示、読書週間などの行事を継続実施し、読書活動推進のための様々な取り組みを行います。	生涯学習振興課

③ 児童館の利用促進

取り組む内容	主管課
児童館においては、子どもたちに健全な遊びの機会や場所を提供し、健康の増進や情操を豊かにするため、今後もスポーツ、レクリエーション、文化活動などを通して、心身の健やかな育成を図ります。	子育て支援課

④ スポーツ少年団の活動の充実

取り組む内容	主管課
子どもたちがスポーツに親しみ、スポーツ活動を通じて協調性や創造性を養い、社会のルールや思いやりの心を育めるよう、スポーツ少年団の活動を支援するとともに、活動の充実を図るために、更なる指導者の発掘に取り組みます。 また、スポーツ少年団の団員同士の交流の機会を増やし、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化を図ります。	生涯学習振興課

⑤ 公民館を活用した「つながりの場」づくりの推進

取り組む内容	主管課
地域で人どうしのつながりが希薄になっていることが課題となっています。地域のなかで公民館等を活用して老人会や子どもたちのつながりの場をつくり交流を深められるよう支援を行います。	子育て支援課

⑥ 地域交流保育の推進

取り組む内容	主管課
お出かけや地域の行事を通して地域交流保育を実施し、心豊かな温かい思いやりのある子を育みます。	子育て支援課

3. 家庭や地域の教育力の向上

① 家庭教育支援の充実

取り組む内容	主管課
学校と家庭の連携により、子どもたちの家庭学習やファミリー読書の習慣化、規範意識の醸成、基本的な生活習慣・生活リズム（早寝・早起き・朝ごはん・てくてく登下校）の確立を図るために、小学生に家庭学習の手引の配布や、教育講演会の開催等に取り組みます。 また、町広報誌等を活用し、学校教育や家庭教育に関する情報を積極的に発信します。	学校教育課

② 地域学校協働活動の推進

取り組む内容	主管課
地域の大人が学校活動を支援し子どもたちに関わることで、子どもたちの多様な体験や経験の機会が増え、規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ります。 事業実施にあたっては、学校と地域を結び学校の要請に基づく人材の確保及び派遣を行うなど、事業の円滑な実施を図るために、今後も地域コーディネーターを配置します。地域コーディネーターの資質向上のために、積極的に研修に参加していきます。	生涯学習振興課

③ 子ども寺子屋の活動支援

取り組む内容	主管課
夏休みに、PTA が主体となり地域の協力を得ながら、各公民館で子どもの居場所の確保や地域との交流等を目的とした、「子ども寺子屋」事業の活動に対し、今後も各学校の学習支援員による学習サポートを提供します。	学校教育課

④ 地域教育懇談会の推進

取り組む内容	主管課
子どもたちの健全で調和のとれた成長のために、家庭及び地域の関係者が参加し、地域における様々な取り組みについて話し合っていけるよう、今後も各支部での地域教育懇談会の開催を推進します。 町学力向上推進協議会の家庭地域部会の活性化について取り組みます。	学校教育課

⑤ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進

取り組む内容	主管課
コミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組み「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組みです。コミュニティ・スクールを通して、学校運営に地域の人材を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていきます。	学校教育課

基本目標 2**母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進****1. 親と子の健康確保及び増進**

① こども家庭センターの設置

取り組む内容	主管課
妊娠・出産・子育てにおける切れ目ない支援として、専門職による総合相談や情報提供を実施します。 また、対象者に合わせて関係課と連携して適切な支援につなげることで、より安心して子育てができる環境づくりを推進します。	子育て支援課 健康保険課

② 妊婦包括相談支援事業の推進

取り組む内容	主管課
出産、育児等の見通しを立てるための面談等（妊娠届、妊娠8か月前後、出生届から乳児全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援事業を実施します。	健康保険課

③ 妊産婦健康診査の推進

取り組む内容	主管課
妊産婦健康診査における16回の公費負担を今後も継続するとともに、妊婦健康診査の結果に基づき、今後も必要な保健指導、栄養指導等を行います。	健康保険課

④ 親子手帳交付時の相談支援の推進

取り組む内容	主管課
親子手帳交付時に、面接と問診票を活用しながら保健師や管理栄養士による妊婦の健康状態及び家庭状況などを把握し、必要な保健指導・栄養指導等を行います。また、妊婦の適性体重や生活習慣病の予防等が掲載されたマタニティノートを配布することで、安全・安心な出産を支援します。 若年や低体重等の気になる妊婦については、親子手帳交付後も必要な相談支援につなぎます。 さらに、低出生体重児予防のために、必要な妊婦に対し、適正体重や禁煙、血圧のコントロールなどに関する指導を行います。	健康保険課

⑤ マタニティスクール時の健康管理の推進

取り組む内容	主管課
安心・安全な出産に向けて、妊婦に対し妊婦健康診査の大切さを伝えるとともに、適性体重の維持及び妊娠中の食に関する知識の普及を図るために、今後もマタニティスクールを開催します。 また、若年や低体重等の気になる妊婦の参加が少ないため、LINE での周知やアンケートを実施し、ニーズにあった開催ができるよう、参加しやすい環境整備の強化を図ります。	健康保険課

⑥ 新生児訪問の推進

取り組む内容	主管課
生後 28 日未満の新生児のいる家庭を委託助産師が訪問し、産婦の健康相談、新生児の体重測定や健康相談及び育児に関する必要な情報の提供を行うなど、早い段階からの産後ケアを推進するため、今後も新生児訪問事業を実施します。	健康保険課

⑦ 2 か月児訪問の推進

取り組む内容	主管課
生後 2 か月の乳児のいる家庭を保健師や管理栄養士が訪問し、母子保健事業の案内、乳児の体重測定や健康相談、予防接種の説明などを行っています。 また、母の健康を守るために、栄養指導や一般健診の受診勧奨も実施しています。安心して育児が出来るよう支援するために、今後も 2 か月児訪問事業を推進します。	健康保険課

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進

取り組む内容	主管課
子育ての不安や子育ての孤立化をなくし、健やかに子育てができる環境を整えるために、今後も生後 4 か月までの乳児がいる家庭を母子保健推進員が全戸訪問し、乳幼児健康診査の案内や子育てに関する情報の提供及び家庭の養育環境等を把握します。また、気になる家庭については保健師等につなぎます。	健康保険課

⑨ 産後ケアの推進

取り組む内容	主管課
出産後から産後 1 年未満の母子に対し心身のケアや育児サポート等を行います。 医療機関や助産所等と委託契約をし、宿泊型、通所型、訪問型のサポートを提供します。	健康保険課

⑩ 7 か月児・1 歳児健康相談の推進

取り組む内容	主管課
切れ目のない支援のために、今後も 7 か月児と 1 歳児を対象に健康相談を実施し、身長・体重の測定、健康相談・栄養相談等を行います。	健康保険課

⑪ 乳幼児健康診査の推進

取り組む内容	主管課
子どもの成長発達の状態を明らかにし、成長発達のために必要な保健指導を行うほか、疾病異常や障がい等を早期に発見し、早期の治療や療育相談等につなぐために、今後も乳幼児健康診査を実施します。 乳幼児健康診査では、保護者が育児についての正しい理解を深められるよう必要な保健指導や育児に関する情報の提供等を行います。	健康保険課

⑫ むし歯予防対策の充実

取り組む内容	主管課
むし歯予防対策として、今後も1歳6か月健康診査や3歳児健康診査において歯科検診を実施し、う蝕率の減少を目指します。 2歳児歯科検診では、歯科医師による健診だけでなく、引き続き歯科衛生士による歯磨き指導や栄養指導、フッ素塗布、栄養管理士による栄養指導を行うほか、看護師による身長・体重の測定、保健師による保健相談を通して発育・発達の確認を行います。	健康保険課

⑬ 予防接種の充実

取り組む内容	主管課
感染の恐れのある疾病から子どもたちを守るために、今後も、予防接種について各種母子保健事業や広報等を通じた接種勧奨及び保育施設、幼稚園、学校と連携した接種勧奨を行い、接種率の向上を図ります。 また、転入者の子については、接種歴が把握しづらいため、転入届け時に接種履歴の把握徹底を図ります。	健康保険課

⑭ 母子保健推進員の活動推進

取り組む内容	主管課
母子保健における各種事業をサポートし、事業の円滑な実施が図られるよう、今後も、母子保健推進員の活動を推進します。 また、勉強会や研修などにより母子保健推進員の資質向上を図るとともに、地域における母子保健の普及啓発のために、各区や団体等と連携し、母子保健推進員の定数確保に取り組みます。	健康保険課

⑮ 子ども医療費助成事業の推進

取り組む内容	主管課
子どもにかかる医療費の負担軽減を図り、疾病の早期発見と早期治療を促進するために、今後も子ども医療費の助成を推進します。 また、子どもが医療を受ける権利を保障するために、医療費助成の現物給付を高校生まで実施します。	子育て支援課

2. 食育の推進

① 家庭における食育の推進

取り組む内容	主管課
家庭における食育の推進に向けて、望ましい子どもの食生活や必要な栄養に関する情報を広く周知するために、町広報誌の活用や食育月間におけるパネル展示、チラシの配布等を行っていきます。 また、今後も妊産婦への保健相談や、乳幼児健康診査時の栄養指導等を通して、家庭における正しい食生活を身に付けるなど、生活習慣病を予防するための取り組みを行っていきます。	健康保険課

② 保育所・幼稚園における食育の推進

取り組む内容	主管課
望ましい食習慣の形成を図るために家庭への食育の大切さの啓発や連携を図り、子どもの発達段階に応じて食に興味や関心をもてるように工夫を行います。（給食メニューの提示、栽培活動、収穫の喜びを共有してクッキング等） また、給食やお弁当、誕生会などの様々な機会を通して、皆で食べるとおいしいという体験を積み重ね、調理する人への感謝の気持ちを育み、伝承されてきた地域の食文化に親しむことができるよう取り組みます。 食事の時間を通して、身近な人と食べることを楽しみながら気持ちよく食事をするためのマナーが身につくよう取り組みます。	子育て支援課

③ 小中学校における食育の推進

取り組む内容	主管課
小学校では稲栽培を行っており、植付け、収穫、調理を通して、食への興味や感謝を感じてもらえる取り組みを行います。 また、中学校では、成長期にある生徒にとって、望ましい食習慣の形成を図るために、学校給食や給食献立表、給食だよりを通して、栄養バランスのとれた食事を選択する力の育成を図ります。 そのほか、保健師や栄養士による生活習慣の講話等を通して、自分でできる食生活の改善を促します。	学校教育課 健康保険課

④ 地域における食育の推進

取り組む内容	主管課
地域で行われている様々な食育推進の取り組みが有機的に連携できるよう、庁内各課・関係機関において取組内容の周知を図っていきます。	健康保険課

基本目標 3 要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進

1. 要保護児童への対応の充実

① 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の充実

取り組む内容	主管課
経済的困窮や虐待等の養育困難な家庭や児童、特定妊婦やヤングケアラーに対し、関係機関等が必要な支援を行うために、「与那原町こどもあんしんネットワーク」を今後も設置します。 ネットワークでは「代表者会議」のもとで、今後も不登校や非行に対応する「与那原町5者会議」及び、保護者による不適切な監護に対応する「実務者会議」を開催し、「個別ケース会議」ではケースに応じた具体的な支援内容の検討を行います。 また、今後も、要保護児童については学校、児童館、放課後児童クラブとケース会議等を通して連携し、相談員による見守り等を行っていきます。	子育て支援課 学校教育課 健康保険課

② 要保護児童の早期発見・予防機能の向上

取り組む内容	主管課
母子保健、保育施設、児童館、放課後児童クラブ及び小中学校では、虐待等保護者による監護に問題がないか発見する視点を持ち、必要に応じて保護者の不安・悩みに対する相談や助言・指導等を行います。また、保護者の心の安定を図るとともに、家庭の状況に応じて関係機関と連携した支援を行います。 そのほか、地域住民及び地域の各種団体等と連携した、要保護児童に関わる情報収集に取り組みます。	子育て支援課 学校教育課

③ 虐待への対応の充実

取り組む内容	主管課
児童虐待に関する相談に対しては、今後も町の相談員による初期調査を行い、必要に応じて個別ケース会議の開催や学校と連携した見守りを行います。 また、必要なケースについては、警察やその他関係機関と連携し、被虐待児の保護や養育者への支援に取り組みます。	子育て支援課

④ 児童虐待防止に関する啓発活動の推進

取り組む内容	主管課
児童虐待防止に向けて、住民の通告義務や相談・通報窓口の周知を図ります。 今後も、児童虐待防止推進月間には、ポスターやリーフレット等による広報・啓発活動を行います。 また、児童と関わる関係機関職員を対象に子どもの権利等について研修会を開催し、職員の資質向上に取り組みます。	子育て支援課

⑤ 児童虐待防止のための児童見守り事業の推進

取り組む内容	主管課
虐待のリスクが高い家庭を対象に、家庭を訪問して児童の状況把握や食事の提供を行う見守り事業を今後も実施します。	子育て支援課



2. 障がい児施策の充実

① 障がいの早期発見・早期支援の推進

取り組む内容	主管課
乳幼児健康診査において、今後も乳幼児の疾病や発達障がいなどを早期に発見するとともに、早期の治療・療育につなぐことで、一人ひとりの支援を行います。 発達が気になる子については、乳幼児健康診査の会場で臨床心理士等による保護者への相談支援を行うほか、保育施設や関係機関と連携をとりながら経過観察を行います。また、保護者の心情に配慮しながら、必要に応じて専門機関と連携した支援を行います。	子育て支援課 健康保険課

② 親子通園事業の推進

取り組む内容	主管課
丁寧な関わりが必要な就学前までの児童が親子で通園し、遊びなどを通して日常生活における基本動作などを保護者とともに考え、子どもに対する正しい知識と認識を深めるとともに、子どもの健全な育成を図るため、今後も親子通園事業を実施します。	子育て支援課 健康保険課

③ 特別支援保育の充実

取り組む内容	主管課
特別支援保育の対象児については、今後も加配の保育士等を配置するとともに、特別支援保育コーディネーターや臨床心理士等が町内保育施設を巡回し、保育士等や保護者への相談指導等を行います。	子育て支援課

④ 特別支援教育（きめ細やかな児童生徒支援事業）の充実

取り組む内容	主管課
特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対する適切な教育を、全ての教職員の共通理解のもとで推進していくために、各学校に特別支援教育校内委員会を設置します。 各幼小中学校を毎日巡回し、学校からの相談に対し指導・助言を行う、特別支援教育コーディネーターや、発達検査や発達等に関する相談に対応する臨床心理士等を配置します。加えて、学校生活における介助や学習支援、健康・安全の確保等を行う特別支援教育支援員を各学校に配置します。 さらに、特別支援教育に対する教諭等の知識やスキル向上を図るために、校内研修会の開催や校外研修の活用を図ります。また、今後も特別な支援を必要とする子の就学にあたり、保幼小連携の個別支援計画等の引き継ぎや、保護者の意向を尊重した就学支援に取り組みます。	学校教育課 子育て支援課

⑤ 共に学ぶ教育の充実

取り組む内容	主管課
障がいのある子と障がいのない子がともに学ぶ教育環境を推進するため、児童生徒が障がいを身近に感じ、自ら考えていけるような指導・教育を展開し、インクルーシブ教育の理念の普及、相互理解の深化や共生社会の形成に向けた実践力の育成に取り組みます。	学校教育課

⑥ 学校等施設の整備推進

取り組む内容	主管課
障がいのある子が安心して充実した幼稚園生活・学校生活が送れるよう、必要に応じて幼稚園及び小中学校施設の設備・備品等について、適切な整備・改善を進めます。	学校教育課 子育て支援課

⑦ 障がい児支援サービスの充実

取り組む内容	主管課
障がいのある子の自立を支援するために、今後も、児童発達支援、放課後等デイサービス等の障がい児支援サービスを提供するとともに、保育所等訪問支援については、町内事業所の確保に取り組みます。 また、町内にある、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所については、受け入れ体制の充実が図られるよう必要な取り組みを行います。	福祉課

⑧ 医療的ケア児支援の充実

取り組む内容	主管課
医療的ケア児の実情を把握するとともに、その支援に向けて健康・福祉・医療等の関係者による協議の場を確保するとともに、医療的ケア児に対するコーディネーターの配置に取り組みます。	福祉課

⑨ 放課後児童クラブの障がい児受け入れ推進

取り組む内容	主管課
町内全ての放課後児童クラブで障がい児の受入を行い、必要な児童には加配の支援員を配置します。また、障がいの理解等に関する研修を通して、支援員の資質向上を図り、受け入れ体制の強化に取り組みます。	子育て支援課



3. 生活困窮世帯等への支援の充実

①就学援助費の支給

取り組む内容	主管課
経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助費を支給します。	学校教育課

②子どもの居場所の運営支援

取り組む内容	主管課
生活困窮世帯などの子どもについて、今後も生活指導や食事の提供、学習支援、キャリア形成及び自立の支援等を行う拠点（子どもの居場所）を確保・運営し、子どもの健やかな育成を図ります。 また、居場所運営の充実を図るために地域の関係機関、関係団体、住民、ボランティア等による必要な協力・支援が受けられる環境づくりに取り組むとともに、児童と関わる関係機関職員を対象に子どもの権利等について研修会を開催し、職員の資質向上に取り組みます。	子育て支援課 学校教育課

③児童自立支援員の活動推進

取り組む内容	主管課
生活困窮世帯等の子どもを子どもの居場所につなぐなど、必要な支援が受けられるよう、今後も、児童自立支援員を配置し、小中高校、児童館、放課後児童クラブ等と連携した生活困窮世帯の子の把握と相談支援を行います。	子育て支援課

④児童扶養手当の利用支援

取り組む内容	主管課
父母の離婚などにより、父(母)と生活を共にできない児童の母(父)や父母にかわって児童を養育している者に対し、生活の安定と自立を助け、児童の健全育成が図れるよう支援をするために、児童扶養手当の利用を推進します。	子育て支援課

⑤保育所優先入所推進

取り組む内容	主管課
ひとり親家庭などの子どもの保育所（園）への優先入所を推進します。	子育て支援課

⑥ひとり親家庭認可外保育施設利用料軽減費補助

取り組む内容	主管課
ひとり親家庭の子どもが、認可保育施設に空きがない等の理由で入所できなかった際に、認可外保育施設保育料の補助金を交付します。	子育て支援課

⑦ひとり親家庭保育料軽減

取り組む内容	主管課
町民税が一定額に満たないひとり親家庭に対して、保育料の軽減を行います。	子育て支援課

⑧母子寡婦福祉会の活動支援

取り組む内容	主管課
与那原町母子寡婦福祉会の活動の充実を図るために、助成金を交付します。	子育て支援課

⑨ひとり親家庭放課後児童クラブ保育料軽減費補助金交付

取り組む内容	主管課
ひとり親家庭の子どもの放課後児童クラブの利用にあたり、保育料に対する補助金を交付します。	子育て支援課

⑩母子・父子家庭医療費助成

取り組む内容	主管課
町民税が一定額に満たない母子家庭、父子家庭等に対して、医療費の自己負担の一部を助成します。	子育て支援課

⑪ひとり親家庭ファミサポ利用支援の推進

取り組む内容	主管課
ファミリー・サポート・センターを利用するひとり親家庭などに対して、経済的負担軽減のために、利用料金の支払いを支援する利用チケットの発行を今後も実施します。	子育て支援課

⑫ひとり親世帯への支援サービス情報の提供促進

取り組む内容	主管課
ひとり親世帯への支援サービス等の情報を、町のホームページや広報誌、子育て応援ブック等で発信していきます。 また、保護者等からの相談や各種子ども・子育て事業等において、必要な情報をわかりやすく提供します。	子育て支援課

⑬ヤングケアラーの把握と支援

取り組む内容	主管課
ヤングケアラーについて、町内での実態把握に努めるとともに、周知啓発や必要な支援を行い、早期発見から切れ目ない支援ができる体制づくりを推進します。	子育て支援課



第4章 量の見込みと確保方策

第4章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

【提供区域設定の考え方】

身近な地域で希望する教育・保育等のサービスを利用しやすくするために、国は子ども・子育て支援事業作成指針において、市町村は、地域の実情を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することを規定しています。

作成指針では、「教育・保育提供区域」の設定や運用について、以下の考え方を示しています。

○地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める。

○小学校区域単位、中学校区域単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。

本町では、第2期計画の考え方を踏まえ、「教育・保育提供区域」は、町全体を1区域と設定します。

2. 将来人口推計

本計画の「量の見込み」を算出するにあたっては、推計児童人口に基づき算出することになるため、計画期間における将来人口推計を実施しました。

推計に当たっては、過去5年間の本町人口を基に、コーホート要因法により行いました。

【推計児童人口】

単位：人

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	206	194	194	191	188
1歳	209	208	196	196	193
2歳	183	208	207	195	195
3歳	237	175	199	198	186
4歳	227	233	172	196	195
5歳	228	221	227	167	190
合計	1,290	1,239	1,195	1,143	1,147

3. 量の見込みと確保の内容

(1) 算出の考え方

「量の見込み」の算定にあつては、国から提示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成26年1月）及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」算出等の考え方（改訂版 ver.2）」（令和6年10月10日）を活用します。

(2) 量の見込み及び確保の内容について

【教育・保育の量の見込みと確保の内容】

① 1号認定（教育標準時間認定）

■対象：児童が3歳以上で、保育の必要性はなく、幼児期の学校教育を希望される方

■利用先：幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）

■確保の実績値：76人、令和6年4月現在

■量の見込みの算定：

教育・保育の量の見込み（利用が見込まれる人数）は、ニーズ調査の結果と推計児童人口より、認定区分ごとに、令和7年度～令和11年度まで算出しました。

■提供体制の考え方：

公立幼稚園2園、私立認定こども園1園、私立幼稚園1園の認可定員内での1号認定及び2号認定の定員調整を行い、必要な量を確保します。

公立幼稚園2園においては、4・5歳児の職員配置基準を30対1から25対1へ、3歳児について20対1から15対1へ改善を図り、定員の見直しを行います。

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	①	69	63	60	56	57
確保方策	(③+④+⑤)	②	178	90	90	90
	認定こども園	③	15	15	15	15
	公立		0	0	0	0
	私立		15	15	15	15
	新制度移行幼稚園	④	148	60	60	60
	公立		148	60	60	60
	私立		0	0	0	0
	未移行私立幼稚園	⑤	15	15	15	15
確保一量	(②-①)		109	27	34	33

② 2号認定（保育認定：幼児期の学校教育の利用希望が強い）

■対象：児童が3歳以上で、保育の必要性はあるが、幼児期の学校教育を希望される方

■利用先：幼稚園、認定こども園（2号認定者の1号認定対象施設利用）

■確保の実績値：64人、令和6年4月

■量の見込みの算定：

教育・保育の量の見込み（利用が見込まれる人数）は、ニーズ調査の結果と推計児童人口より、認定区分ごとに、令和7年度～令和11年度まで算出しました。

■提供体制の考え方：

公立幼稚園2園、私立認定こども園1園、私立幼稚園1園の認可定員内での1号認定及び2号認定の定員調整を行い、必要な量を確保します。

公立幼稚園2園においては、4・5歳児の職員配置基準を30対1から25対1へ、3歳児について20対1から15対1へ改善を図り、定員の見直しを行います。

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	①	147	133	127	119	121
確保方策（③+④+⑤）	②	68	138	138	138	138
認定こども園	③	40	40	40	40	40
公立		0	0	0	0	0
私立		40	40	40	40	40
新制度移行幼稚園	④	0	70	70	70	70
公立		0	70	70	70	70
私立		0	0	0	0	0
未移行私立幼稚園（預かり保育）	⑤	28	28	28	28	28
確保一量（②-①）		-79	5	11	19	17

③ 2号認定（保育認定：②以外）

■対象：児童が3歳以上で、保育の必要性があり、保育所（園）での保育を希望される方

■利用先：保育所

■確保の実績値：518人、令和6年4月

■量の見込みの算定：

教育・保育の量の見込み（利用が見込まれる人数）は、ニーズ調査の結果と推計児童人口より、認定区分ごとに、令和7年度～令和11年度まで算出しました。

■提供体制の考え方：

公立保育所1園、私立保育所7園で必要な量を確保します。

なお、確保の見込みが、量の見込みを上回っている場合は全体的に利用定員の減を検討し、必要に応じて園毎に調整を行います。

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	①	462	420	400	375	382
確保方策	(=③) ②	541	541	541	541	541
保育所（園）	③	541	541	541	541	541
公立		55	55	55	55	55
私立		486	486	486	486	486
確保一量	(②-①)	79	121	141	166	159

④ 3号認定（保育認定）

■対象：児童が3歳未満で、保育の必要性があり、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所での保育を希望される方

■利用先：保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所

■確保の実績値：0歳82人、1・2歳384人、令和6年4月

■量の見込みの算定：

教育・保育の量の見込み（利用が見込まれる人数）は、ニーズ調査の結果と推計児童人口より、認定区分ごとに、令和7年度～令和11年度まで算出しました。

■提供体制の考え方：

0歳については、公立保育所1園、私立保育園7園、私立認定こども園1園、家庭的保育事業所1園、小規模保育事業所5園にて確保します。

特に保育士不足のため、定員割れを起こさないように保育士確保に向けた施策を確保します。

【0歳の3号認定】

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	①	94	88	88	87	85
確保方策	(③+④+⑤) ②	88	88	88	88	88
保育所（園）	③	51	51	51	51	51
公立		3	3	3	3	3
私立		48	48	48	48	48
認定こども園	④	6	6	6	6	6
公立		0	0	0	0	0
私立		6	6	6	6	6
地域型保育事業所	⑤	31	31	31	31	31
確保一量	(②-①)	-6	0	0	1	3

1・2歳については、公立保育所1園、私立保育園7園、私立認定こども園1園、家庭的保育事業所1園、小規模事業所5園にて確保します。

なお、確保の見込みが、量の見込みを上回っている場合は全体的に利用定員の減を検討し、必要に応じて園毎に調整を行います。

【1・2歳の3号認定】

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	⑥	351	373	361	350	348
確保方策 (③+④+⑤)	⑦	378	378	378	378	378
保育所 (園)	⑧	290	290	290	290	290
公立		12	12	12	12	12
私立		278	278	278	278	278
認定こども園	⑨	24	24	24	24	24
公立		0	0	0	0	0
私立		24	24	24	24	24
地域型保育事業所	⑩	64	64	64	64	64
確保一量 (②-①)		27	5	17	28	30

【地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容】

子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業について、令和7年度から令和11年度までの各年度ごとの量の見込みを算出するとともに、地域の実情を勘案し確保方策を定めました。

① 延長保育事業

■事業内容：

保育認定を受けた子どもについて、毎日の通常利用、利用時間以外の日及び時間において、保育所で引き続き保育を実施する事業です。

■確保の実績値：児童数 548 人、保育所通所児童数 929 人、施設数 16 園
(令和5年度)

■量の見込みの算定根拠：

第2期計画期間中における延長保育の利用実績が年々増加していることや、保護者の就労率の状況から今後も保育ニーズが高まることが予測されることを踏まえて、過去5年間の実績値を基に算定しました。

■提供体制の考え方：

ほぼすべての保育所(園)において延長保育を実施していることから、引き続き量の見込みに対応していきます。

単位：人、か所

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(実人数)	人	548	548	548	548	548
②確保方策(実人数)	人	548	548	548	548	548
③設置数	か所	15	15	15	15	15
過不足(②－①)	人	0	0	0	0	0

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

■事業内容

保護者が就労により昼間家庭におらず、小学校に就学している児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

■確保の実績値：低学年 313 人、高学年 69 人、全学年 382 人、10 施設

令和6年4月現在

■量の見込みの算定根拠：

令和6年4月現在の登録児童が次の学年に進級した児童の数に、令和7年度新規申込した児童の数を加えて算出しました。

また、放課後児童クラブへ各種補助金を交付して利用料の軽減を図ることによる、潜在的利用者の見込みを加算しました。

■提供体制の考え方：

町内の放課後児童クラブは、令和6年度で 10 か所、382 名が登録していますが、量の見込みに対する確保量の整備が十分でなく、待機児童が出ています。ニーズ調査による量の見込みが登録児童数を上回っています。

令和7年度より与那原東小学校の児童数が与那原小学校の児童数を上回り、各校区ごとの放課後児童クラブへの申込みも、与那原小学校区で定員割れ、与那原東小学校区で待機児童が生じる傾向にあります。各放課後児童クラブの受入れ体制の再編や新たな民間の施設の増設を検討します。今後、老朽化が進んでいる放課後児童クラブについては、移転先の確保が困難な場合は、公的施設の活用も視野に入れ検討します。

また、放課後児童クラブ利用料の軽減を図るために、放課後児童クラブへの各種補助金の交付を行っていきます。

単位：人、か所

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(実人数)	人	466	466	466	466	466
②確保方策(実人数)	人	382	466	466	466	466
③クラブ数	か所	10	12	12	12	12
過不足(②－①)	人	-84	0	0	0	0

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

■事業内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

■確保の実績値：0人（令和5年度）

■量の見込みの算定根拠：

保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の育児疲れや不安・病気など）の際に、ショートステイを利用したい者のニーズ調査の結果を踏まえて算定しました。

■提供体制の考え方：

児童の受け入れ先については、子どもの保護という観点から十分な対応が難しいケースがあると考えられるため、子どもと関わりが深い施設の確保や養育里親への委託を検討します。

単位：人日、か所

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(延べ人数)	人日	30	30	30	30	30
② 確保方策(延べ人数)	人日	30	30	30	30	30
③ 設置数	か所	1	1	1	1	1
過不足(②－①)	人日	0	0	0	0	0

④ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

■事業内容：

地域において、乳幼児及び保護者が相談や交流を行う場所を開設し、子育ての中の親子の交流や育児相談、情報提供、助言等を行う事業です。

■確保の実績値：延べ利用人数 6,518 人、地域子育て支援センター 2 か所
（令和5年度）

■量の見込み算定根拠：

第2期計画期間中における地域子育て支援センターの利用実績が年々増加していることや、少子化及び認可保育所等への入所による利用者減少が予測されることを踏まえて、実績値を基に算定しました。

■提供体制の考え方：

地域子育て支援センター事業は、浜田ハピネス認定こども園内の「ひだまり」と海風児童館内の「すまいる」で行っています。

地域子育て支援センター事業には、保育士資格を有する職員を配置し、子育てに関する保護者からの相談への対応や、親子が楽しめるイベントの企画を行います。

単位：人日、か所

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み (年間延べ利用人数)	人日	6,518	6,518	6,518	6,518	6,518
②設置数	か所	2	2	2	2	2
③確保方策（設置数）	か所	2	2	2	2	2



⑤ 一時預かり事業（幼稚園型）

■事業内容：

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、必要な保育を行う事業のうち、幼稚園に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において預かる事業です。

■確保の実績値：11,280 人、2施設（令和5年度）

■量の見込みの算定根拠：

量の見込みは、1号認定と2号認定（教育ニーズ）の3歳～5歳児で算出しました。

■提供体制の考え方：

第2期計画では、2号認定（教育ニーズ）は、保育施設での受け入れが可能なため、公立幼稚園の一時預かり保育を廃止しましたが、公立幼稚園の一時預かり保育を再開させる等、量の見込みに対応していきます。

単位：人日、か所

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延べ人数)	人日	38,626	35,109	31,379	31,314	31,872
②確保方策(延べ人数)	人日	11,280	35,109	31,379	31,314	31,872
③設置数	か所	2	4	4	4	4
過不足(②－①)	人日	27,346	0	0	0	0

⑥ 一時預かり事業（一般型）

■事業内容：

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった保育所等を利用していない乳幼児を保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■確保の実績値：5,021 人（令和5年度）

子育て支援センターすまいる、ファミリー・サポート・センター2か所

■量の見込みの算定根拠：

幼稚園預かり保育以外の一時預かり（不定期の教育・保育事業利用）等を利用したい者のニーズ調査の結果を踏まえて算定しました。

■提供体制の考え方：

現在、子育て支援センターすまいるとファミリー・サポート・センターで対応していますが、実施可能な保育施設において事業が実施できることを目標に、事業者と協力をし、保育士確保に努めます。

単位：人日

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延べ人数)	人日	6,820	6,550	6,317	6,041	6,062
②確保方策(延べ人数)	人日	5,021	6,550	6,317	6,041	6,062
過不足(②－①)	人日	1,799	0	0	0	0

⑦ 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児、緊急対応強化事業）

■事業内容

病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

■確保の実績値：292 人（令和5年度）

町外の病児保育施設、ファミリー・サポート・センター2か所

■量の見込みの算定根拠：

子どもの病気等で教育・保育事業を休んだ者のうち、父母が仕事を休んで対応した者等のニーズ調査の結果を踏まえて算定しました。

■提供体制の考え方：

現在、町外の病児保育施設、ファミリー・サポート・センターで対応していますが、町内での利用希望等もあることから、町内や周辺地域での病児保育施設を1か所確保します。

単位：人日

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延べ人数)	人日	983	944	911	871	874
②確保方策(延べ人数)	人日	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
過不足(②－①)	人日	57	96	129	169	166

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児のみ）

■事業内容：

地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織の事業です。

■確保の実績値：106 人（令和5年度）

■量の見込みの算定根拠：

就学後に放課後のファミリー・サポート・センター利用を希望している者のニーズ調査の結果を踏まえて算定しました。

■提供体制の考え方：

利用が最も多かった令和5年度の実績値と比べて少ないことから、現状で量の見込みは確保できます。

単位：人日

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延べ人数)	人日	102	99	98	94	88
②確保方策(延べ人数)	人日	106	106	106	106	106
③設置数	か所	1	1	1	1	1
過不足(②－①)	人日	4	7	8	12	18

⑨ 利用者支援事業

■事業内容：

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

<特定型>

待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提として主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

<こども家庭センター型>

母子保健と児童福祉が連携・協力して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭を対象として、妊婦期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応し、切れ目ない支援や虐待への予防的な対応など市町村としての相談支援体制を構築します。
※令和7年度までは、母子保健型として実施。

<妊婦包括相談支援事業>

出産、育児等の見通しを立てるための面談等（妊娠届、妊娠8か月前後、出生届から乳幼児全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援事業です。※令和6年度までは、出産・子育て応援交付金の事業として実施。

■確保の実績値：

<特定型> 1 か所（子育て支援課）、相談延べ件数 349 件（令和5年度）

<こども家庭センター型> 1 か所（健康保険課）、相談延べ件数 409 件（令和5年度）

■提供体制の考え方：

特定型及びこども家庭センター型は、行政機関において1 か所ずつ窓口を設置し確保していきます。

妊婦等包括支援相談支援事業は、こども家庭センターにおいて面談等（妊娠届、妊娠8か月前後、出生から乳幼児全戸訪問までの間）を実施します。

単位：か所、回数

区分1	区分2	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
(1)特定型	①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	②確保方策	か所	1	1	1	1	1
	過不足 (②－①)	か所	0	0	0	0	0
(2)こども家庭 センター型	①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	②確保方策	か所	1	1	1	1	1
	過不足 (②－①)	か所	0	0	0	0	0
(3)妊婦等包括 相談支援事業 型 (面談回数)	①量の見込み	回数	450	450	450	450	450
	②確保方策	回数	450	450	450	450	450
	過不足 (②－①)	回数	0	0	0	0	0

⑩ 乳幼児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

■事業内容：

生後4か月までの乳幼児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■確保の実績値：201人（令和5年度）

■量の見込みの算定根拠：

量の見込みについては、推計人口の0歳の総数です。

■提供体制の考え方：

母子保健推進員及び保健師が訪問しており、全戸訪問ができております。

単位：人

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(実人数)	人	206	194	194	191	188
②確保方策（実人数）	数	206	194	194	191	188

⑪ 妊産婦健康診査事業

■事業内容：

親子（母子）健康手帳とあわせて妊産婦健康診査受診票を交付し、妊婦の健診に係る費用を助成し経済的負担の軽減を図ることによって、安心して妊娠・出産ができる体制の確保するための事業です。

■確保の実績値：2,392 人（令和5年度）※産婦健診は、令和5年10月開始

■量の見込みの算定根拠：

各年度の0歳児推計人口に公費健診回数の16回を乗じて算定しています。

■提供体制の考え方：

妊婦健康診査は安全・安心な出産のために重要であることから、継続して実施していきます。

単位：人

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(実人数)	人	3,296	3,104	3,104	3,056	3,008
②確保方策（実人数）	数	3,296	3,104	3,104	3,056	3,008

⑫ 産後ケア事業

■事業内容：

出産後から産後1年未満の母子に対し心身のケアや育児サポート等を行う事業です。

■量の見込みの算定根拠：

推計人口の0歳の総数に利用見込み産婦数を乗じて算出しました。

■提供体制の考え方：

医療機関や助産所、沖縄県助産師会母子未来センター等と委託契約し、宿泊型、通所方、訪問型のサービスを提供します。

単位：人日

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延べ人数)	人日	87	82	82	81	80
②確保方策(延べ人数)	人日	300	300	300	300	300
過不足(②－①)	人日	213	218	218	219	220

⑬ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■事業内容：

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワーク構成員の専門性強化と、地域ネットワーク構成員の連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の取組みを実施する事業です。

本町では、保護者のいない児童又は保護者に監護されることが不適當であると認められる児童に対し、関係機関、関係団体及び関係者間の適切な連携の下で必要な支援を行うために、「与那原町こどもあんしんネットワーク（与那原町要保護児童対策地域協議会）」を設置しています。

ネットワークでは、不登校や非行に対応する「五者会議」、保護者の不適切な監護に対応する「実務者会議」や必要に応じ「個別ケース会議」を開催し、具体的な支援の内容等を検討しています。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業【新規】

■事業内容：

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児・養育に関する助言等を行う事業です。

本町では、児童相談員等が普段の業務の中で、養育支援が必要な家庭に対して指導・助言等を行い対応しています。今後も、養育が困難な家庭に対して必要な支援を提供していきます。

⑮ 児童育成支援拠点事業【新規】

■事業内容：

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象とし、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業です。

児童育成支援拠点事業では、児童やその保護者の支援を行うために包括的に実施する事業を行います。こどもの居場所の運営に関わるさまざまな団体と連携を行い、本事業によって児童に安心して過ごすことができる居場所を確保していきます。

⑯ こども誰でも通園制度

■事業内容：

保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠で、時間単位でこどもを保育所等に預けることができる事業です。こどもの対象年齢は、0歳6か月から満3歳未満です。

■量の見込みの算定根拠：

量の見込みについては、こども家庭庁が示す量の見込み算定方法にて算出しました。

対象年齢の未就園児数×月一定時間（月 10 時間）×制度利用割合×12 月÷定員一人当たりの受入れ可能時間（8時間/人）

■提供体制の考え方：

当分の間は、認可保育所、地域子育て支援拠点等において実施することとします。認可外保育施設及び企業主導型保育事業所での実施も併せて検討します。

単位：人日、か所

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳	①量の見込み(延べ人数)	人日	810	804	789	774	764
	②確保方策(延べ人数)	人日	0	804	789	774	764
③設置数		か所	0	16	16	16	16
過不足(②－①)		人日	810	0	0	0	0



第5章 計画の推進にあたって

第5章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進に向けて

（１）計画の推進体制

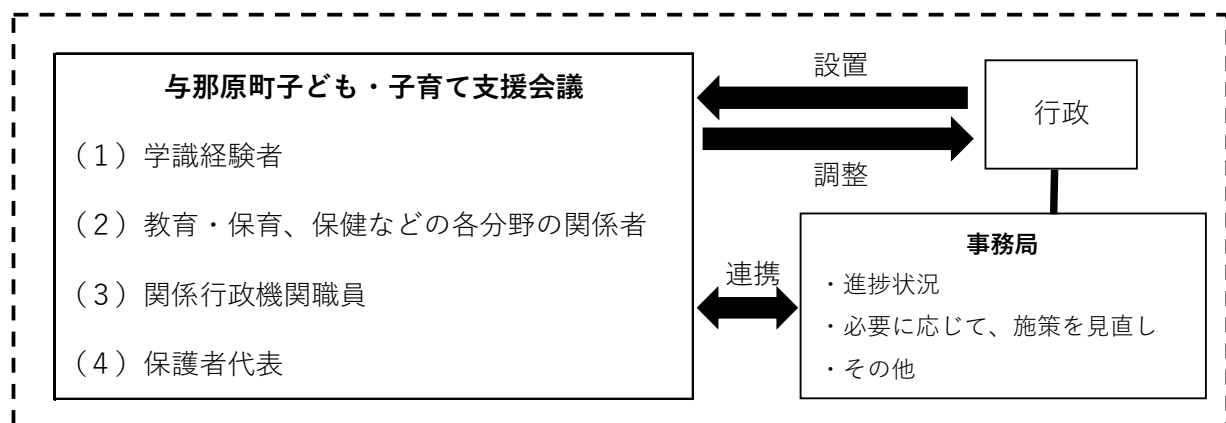
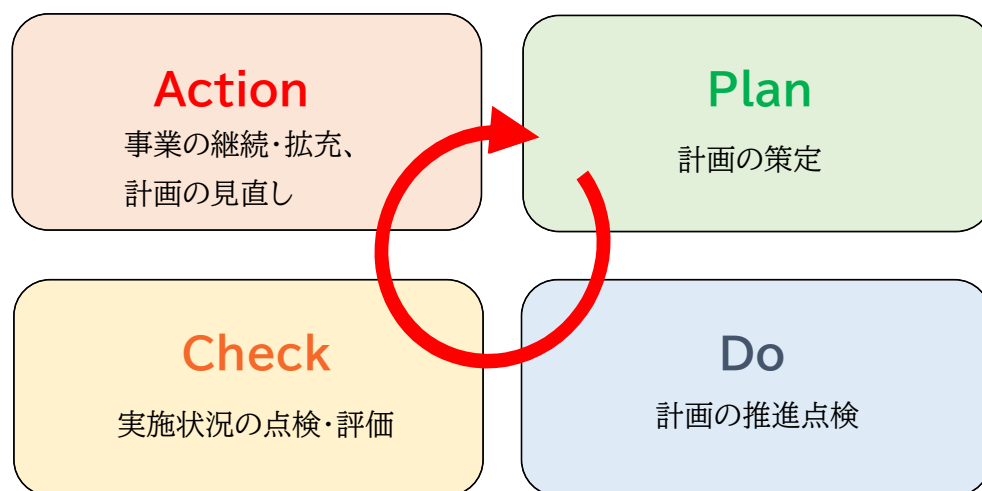
本計画の推進にあたって、子どもの健やかな育ちを保障するためには、子どもの成長過程や生活に関わる様々な分野が密接に連携し、施策の総合的・効率的な推進を図ることが重要となります。そのため保育、教育、保健、福祉の各分野の関係者及び関係機関とともに、家庭や地域、事業所、諸団体等と子ども・子育て支援に向けた連携・協力体制を構築します。

（２）計画の進行管理

本計画の進捗状況及び実施状況の点検・評価については、計画担当課（子育て支援課）が中心となって、毎年度施策・事業の実施状況や実施上の課題等について把握し、事業等の評価・点検を行うとともに、必要に応じて内容の見直しを行います。なお、評価・点検の際にはPDCA サイクルによる方法を適用します。

また、計画の点検・評価に対する「与那原町子ども・子育て支援会議」での助言や利用者の声も考慮しながら、計画の適切な進行を管理します。

さらに、計画の点検・評価の結果については町の広報誌やホームページ等により公表します。



（３）子ども・子育て支援の意義と計画の周知

子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育ての重要性について理解を深め、それぞれの役割を果たすことができるよう、子ども・子育て支援の意義並びに本計画について周知を図り、計画推進への参画を促します。

（４）事業計画の見直し

計画期間の中間年となる令和９年度を目安として、本事業の定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」と実際の認定状況・利用状況等に乖離がある場合は、本計画の見直しを行います。

また、こども基本法第 10 条に基づくこども大綱や沖縄県こども計画を勘案し作成する市町村こども計画の策定についても、子ども・子育て支援会議の意見等を踏まえて取り組みます。

第6章 資料編

第6章 資料編

与那原町子ども・子育て支援会議条例

平成 26 年 6 月 19 日

条例第 15 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 3 項の規定に基づき、与那原町子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を置く。

(職務)

第 2 条 支援会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)その他の子どもに関する法律による施策について調査、審議する。

2 支援会議は、前項に規定する事務及び施策について必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 支援会議は、次に掲げる者の中から町長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募に応じた者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者

2 委員の定数は、20 人以内とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再委嘱又は再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第 5 条 支援会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、会長が委員のうちから指名する。
- 4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 支援会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長を務める。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員及び関係者は、職務で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 8 条 支援会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営について必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年条例第 9 号)

この条例は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

与那原町子ども・子育て支援会議委員名簿

	氏 名	委員選考	所属等	備考
1	伊集 京美	学識経験者	元子育て支援課長	会長
2	垣花 道朗	//	NPO法人沖縄県学童・保育支援センター	副会長
3	名渡山 よし乃	//	沖縄女子短期大学	
4	砂川 麻世	//	沖縄女子短期大学	
5	屋富祖 円香	公募委員兼保護者		
6	上原 あかね	公募委員兼保護者		
7	上原 みどり	子育て支援事業に従事する者	与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター	
8	知念 美香	//	与那原町学童クラブ連絡協議会	
9	眞栄田 義員	//	施設型保育園	
10	屋比久 純子	//	地域型保育園	
11	具志堅 清美	//	認可外保育園	
12	佐久田 喜代	//	私立幼稚園	
13	知念 恵子	//	公立保育所	
14	川端 和歌子	//	公立幼稚園	
15	具志堅 智	関係行政機関職員	健康保険課長	
16	照屋 基	//	福祉課長	
17	吉野 了	//	学校教育課長	
18	与那嶺 斎	//	生涯学習振興課長	

第3期与那原町子ども・子育て支援事業計画

発行年月日 令和7年3月

発行 与那原町 子育て支援課

〒901-1392

沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 16 番地

TEL 098-945-6520

FAX 098-946-4597

